

1 議事日程（4日目）

[平成20年太宰府市議会第4回（12月）定例会]

平成20年12月12日

午前10時開議

於議事室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

順位	質問者氏名 (議席番号)	質問項目
1	中林宗樹 (8)	1. 産業振興対策について (1) 不況対策について (2) 産業育成、振興について 2. 観光基盤の整備について (1) 市内回遊の環境整備について
2	長谷川公成 (3)	1. まほろば号の高雄地区乗り入れについて (1) 来年4月1日の運行開始は。 (2) 道路整備は。 (3) 運行路線は。 (4) 梅ヶ丘地区への乗り入れは。 2. AED設置場所について 小学校の校舎内に設置されているが、日・祝日などの休日は使用できないと思われるが、その対応は。
3	原田久美子 (1)	1. 子育て環境の整備について (1) 待機児童ゼロ作戦の推進はどのように進められているのか。 (2) 認可保育所の保育所受入れ基準と受け入れの状況について (3) 南保育所の民間委託案について 2. 組織と機構改革について (1) 組織機構の改革後1年間に過ぎた。改革の成果と問題点について (2) 人員配置は適切に行われているのか。 (3) 施政方針では女性の登用率が30パーセントとなっているが、登用者の男女の比率は。 3. 市職員の再任用について 市職員の再任用の取り組みについて
		1. 環境対策について (1) 緑地公有化事業地の保全について

4	安部 啓治 (11)	<p>(2) 遮熱塗料の利用について</p> <p>2. 太宰府ブランドの開発と援助について</p> <p>(1) これまでの実情について</p> <p>(2) 今後の課題等について</p> <p>3. マミーズ・まほろば号について</p> <p>(1) 実情と将来計画等について</p> <p>① 補正予算認定前の事業開始の緊急性、必要性について</p> <p>② 公平性の観点から独占禁止法等に抵触する恐れはないか。</p> <p>③ 利用条件、継続性等について</p>
5	橋本 健 (7)	<p>1. 環境の浄化推進について</p> <p>(1) 不法投棄の現状と課題について</p> <p>河川、空き地、山林などの美観を損ない、自然環境の破壊につながる、行政泣かせの不法投棄の現状と課題について伺う。</p> <p>(2) 放置自転車、バイク対策について</p> <p>パトロール中、乗り捨てた自転車をよく見かけ、憤りを感じる。行政、学校、警察との連携・協力は実施されているのか。</p> <p>(3) ポイ捨て禁止の啓発について</p> <p>タバコ、空き缶、ペットボトルなどのポイ捨て、また犬の糞の放置が目立つ。マナーアップの意識向上を図るため、積極的な啓発を再度徹底できないか。</p> <p>2. 自治会組織への移行について</p> <p>50年続いた区長制度から自治会組織への早急な移行は、混乱を招くことは言うまでもない。区長職を解くことは、これまで築きあげてきた市と行政区との信頼関係を損ない、意欲低下につながる。先進地に追従せず、もう少し時間をかけるべきではないか。</p>
6	後藤 邦晴 (5)	<p>1. 太宰府駅前周辺の整備について</p> <p>駅前ロータリーの整備及び大町区の一方通行道路の整備について</p> <p>2. 市所有の空き地の利用について</p> <p>空き地の無断利用（車の駐車等）の規制について</p>
7	門田 直樹 (9)	<p>1. 県道112号線国分寺交差点付近の冠水について</p> <p>この一帯は大雨のたびに冠水し、人も車も通れない状態になる。以前から改善を要望しているが、特に対応されていないようである。市の見解を求める。</p>

2 出席議員は次のとおりである（20名）

1番 原田 久美子 議員

2番 藤井 雅之 議員

3番	長谷川 公 成 議員	4番	渡 邊 美 穂 議員
5番	後 藤 邦 晴 議員	6番	力 丸 義 行 議員
7番	橋 本 健 議員	8番	中 林 宗 樹 議員
9番	門 田 直 樹 議員	10番	小 柳 道 枝 議員
11番	安 部 啓 治 議員	12番	大 田 勝 義 議員
13番	清 水 章 一 議員	14番	安 部 陽 議員
15番	佐 伯 修 議員	16番	村 山 弘 行 議員
17番	田 川 武 茂 議員	18番	福 廣 和 美 議員
19番	武 藤 哲 志 議員	20番	不 老 光 幸 議員

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（28名）

市 長	井 上 保 廣	副 市 長	平 島 鉄 信
教 育 長	關 敏 治	総 務 部 長	石 橋 正 直
協働のまち 推進担当部長	三 笠 哲 生	市民生活部長	関 岡 勉
健康福祉部長	松 永 栄 人	建設経済部長	木 村 洋
会計管理者併 上下水道部長	古 川 泰 博	教 育 部 長	松 田 幸 夫
総務・情報課長	木 村 甚 治	経営企画課長	今 泉 憲 治
管 財 課 長	轟 満	協働のまち 推進課長	大 藪 勝 一
市 民 課 長	木 村 和 美	環 境 課 長	蜷 川 二三雄
福 祉 課 長	宮 原 仁	保健センター所長	和 田 敏 信
子育て支援課長	花 田 正 信	都市計画課長	神 原 稔
建 設 課 長	大内田 博	観光・産業課長	山 田 純 裕
上下水道課長	宮 原 勝 美	施 設 課 長	大 江 田 洋
教 務 課 長	井 上 和 雄	学校教育課長	松 島 健 二
生涯学習課長	古 川 芳 文	監査委員事務局長	井 上 義 昭

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	白 石 純 一	議 事 課 長	田 中 利 雄
書 記	浅 井 武	書 記	花 田 敏 浩
書 記	茂 田 和 紀		

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（不老光幸議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

8番中林宗樹議員の一般質問を許可します。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） おはようございます。ただま議長より質問の許可をいただきましたので、通告いたしておりました2項目について質問いたします。

初めに、産業振興について、不況対策についてお尋ねします。

今、全世界において、アメリカのサブプライムローンに端を發します金融危機が、グローバル化により世界同時不況となっております。今回の経済危機を、グリーンズパン前FRB議長は「100年に一度」と表現いたしております。こうした中で、日本政府も、11月の月例報告の景気判断で、前月まで表現していました「弱まっている」の表現に、「世界経済は、一段と減速する中で、下押しする圧力が急速に高まっている」との文言を加えております。

実体経済においても、アメリカのビッグスリーが経営危機に見舞われ、アメリカ政府へ救済の要請を行っています。現在では、この話はアメリカでの話ではなく、日本でも同時に進行しております。日本でもトヨタ自動車が減産に追い込まれ、期間従業員や派遣社員の契約打ち切りなどを行っています。また、経済成長率においても、本年度はマイナスになり、来年度もマイナスが予想されると言われています。世界経済のグローバル化で、世界どこでも同じような状況にあります。日本でも、福岡でも、太宰府でも同じことが起きています。

このように景気の後退は先が見えない状況です。好景気のときは、大手からその恩恵を受けますが、中小企業は最後にやっと回ってきます。不況のときは真っ先に中小企業からその影響があらわれます。本市の企業は、零細中小企業がほとんどで、経営者の方々は本当に苦労されています。仕事が減った、資金繰りが厳しいとの声が大きくなっています。先日も商工会でお話を聞きましたら、融資の申し込みの相談に来られる方が通常の4倍ぐらいになっているとのことでした。

今政府は、緊急保証制度といって、貸出枠を大きくして、保証協会の保証を緩くし、何とか市中へ資金が回るような取り組みが行われています。隣の大野城市さんでは、先月11月25日よ

り中小企業緊急経済対策が実施されたと聞いています。民間企業は自助努力で困難に向かっていかなければならないのですが、このように苦しいときには行政で手助けができる場所ではできるだけ手を差し伸べてやるべきではないでしょうか。

また、本市の後期基本計画には、産業振興について、「産業の振興は、生活の利便性を高めるとともに、雇用機会を創出し、市民生活を支え、都市の活力を生み出す重要な役割と果たしています」とあり、基本方針では、「消費者のニーズの多様化やインターネットの普及、郊外型大型店舗の進出などのさまざまな環境変化・構造変化に対応できる中小企業の育成を図り、商店街活性化・観光産業の育成のための諸施策を展開します」と書かれています。基本計画にもありますように、企業の元気は町の活力の源です。本市では、企業が元気になる方策をどのように考えておられるのかお尋ねします。

また、隣の筑紫野市に九州最大と言われるイオンモールが12月2日にプレオープンし、5日にはグランドオープンしました。筑紫地区の商業地図が塗り変わるのではないかと思います。本市への影響がどのようなものか心配されます。企業が元気だと、町にも活気が出てきます。元気で活気あふれる太宰府をつくるため、以下についてお伺いいたします。

1つ、不況について。どのように感じておられるか、またこれに対して本市はどのような対策を考えておられるのか。

2、中小企業の育成について。具体的な取り組みについてお尋ねします。

3、商店街の活性化について。

4、先日オープンしたイオンの影響についてどのように考えておられるのか、またその対策はどのように考えておられるのかお尋ねします。

2項目め、観光基盤整備についてお尋ねします。

本市には、太宰府天満宮を初め水城跡、大宰府政庁跡など、多くの歴史的文化的遺産があります。平成17年には九州国立博物館も開館いたしました。年間750万人とも言われる観光客がお見えになります。この来訪者の大半は、天満宮、国博に行くだけでお帰りになります。この来訪者の1割でも2割でも、水城跡や政庁跡のある西地区へ回遊していただく方策を以前からお願いしており、提案もいたしておりますが、また今回も取り上げさせていただきます。

本市にとって、観光産業が柱なのです。西地区への観光客の回遊こそが本市の活性化の源となるものです。最近NPO法人太宰府ボランティアネットワークが歩かんね太宰府というのを開催されております。そこで、いろんなコースを設けて、市内の名所旧跡を訪ねる企画等が実施され、にぎわいが見られるようになりました。

来訪者は何を望んでおられるのか。これはよく言われることですが、見る、食べる、買う、触れると言われます。見る、触れる部分は、感動していただける部分は十分にありますが、またそれぞれの史跡地には、桜の花、菜の花、コスモスと、その季節季節に華やかさも堪能していただけるようになっております。しかし、食べる、買うができません。せっかく来られた皆さんに対する優しさが足りないと思います。散策して疲れた体をちょっと休めたい、食事で

も、旅の思い出に太宰府に来た記念になるような品を一つと思っても、それを求めるところがありません。そのような施設、お店を出そうとしても、規制があり、なかなか出せません。せっかく来られた来訪者に温かいもてなしができるような仕掛けが必要です。お店が出せるように規制を見直せばよいのです。市では、今景観条例の制定に向けて作業されていると思いますが、この機会にぜひ見直しをお願いしたいと思います。

それから、8月に行われました景観まちづくりフォーラムで市長が道の駅構想を語られましたが、このような構想も大事に育てていただきたいと思います。

観光客に、楽しい、優しいと喜ばれるまちづくりを目指して、以下の点についてお伺いします。

- 1、道の駅構想をどのように進めようと考えておられるのか。
- 2、政庁通りの南側の用途地域の変更についてどのように考えておられるのか。

再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） ご質問の産業振興策についてでございますけれども、長引きます不況の中、特に中小零細企業におかれましては、収益の悪化でありますとか、あるいは売り上げの減少など、経営状況は大変厳しいものがあるということについては承知をいたしております。商工会のお話でも、最近は特に融資あっせん相談が急増しており、深刻な状況の経営相談が多くなったとのことでした。

このような中、政府では、緊急経済対策として、本年10月31日からセーフティーネット貸付事業の充実を内容といたします緊急保証制度をスタートさせております。また、新たな雇用対策等打ち出されようとしておりますことから、市といたしましても、新規施策につきましては、迅速に対応できるように、指定金融機関あるいは商工会など関係機関と連携をとりながら、本市中小企業者の経済活動の安定を図っていかねばならないと思っております。

詳細につきましては、部長のほうから回答をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） ただいまの不況対策につきましてでございますが、先ほど市長のほうの回答の中にもありましたとおり、政府におきましては、セーフティーネット貸付事業、緊急融資の制度でございますが、そういう制度が設けられております。このセーフティーネット貸付事業は、原油の高騰による原材料、仕入れ価格の高騰、こういったものに対しまして、経営環境が悪化をし、必要事業資金の円滑な調達に支障を来しているという中小企業の方が非常に多くなっているというふうなことからこういう制度が設けられております。

この制度につきまして、太宰府市でも、現在相談に非常に多くおいでになっております。太宰府市の現在のこのセーフティーネット貸付事業に関しましての相談が、申込件数からいきますと70件になっております。先ほど大野城市のお話もあつておりましたが、大野城市は、太宰府市に比べましても3倍程度この融資の申し込みがあつているというふうにも聞いておりま

す。こういうふうなことから、非常に経営状況が悪化しているというふうなことが、私どもも肌を感じておるところでございます。

商工会のほうにこの状況を、太宰府市の状況をいろいろお尋ねをしましたところ、やはり経営相談、この件数が今までになく多くなっているというふうな状況を聞いております。具体的な倒産とかそういうことにつきましては、商工会のほうでも、まだ実際の数字、これについては把握はされてないということですけども、やはり相談が多いということは、非常に厳しいというふうなことで商工会もとらえてあるというふうなことでございます。

先日、ハローワークの方も見えられましたので、そういう状況についてもお尋ねをいたしましたところ、やはり就職関係の相談が非常に増えているというようなことはハローワークの窓口でも感じられるということもおっしゃってありました。

この景気の悪化というのは、従前からやはりずっと言われております傾向がありますので、そういう傾向が引き続き経営悪化に通じていることが見られるというふうなハローワークのお話でもありました。

中小企業の育成の件でございますが、太宰府市では、中小企業の育成としまして、事業資金を融資するというふうなことから、自主経済活動を促進し、企業の安定を図ると、そういうふうなことから、本市の商工業の振興を目的といたしまして、太宰府市中小企業事業資金融資制度を設けております。これの中身は、市内に住所または事業所を有してあります中小企業の方々、こちらに対しまして、指定しました金融機関を通しまして最大1,000万円の貸し付けを行うという制度でございます。この制度は、期間内に完済をされました中小企業の方に対しまして、信用保証に付してあります保証料、これを全額市が補助をするという制度でございます。この分につきましても貸し付けの相談はあっております。ただ、この中小企業の、市が持っております制度よりも、先ほど申しました政府のセーフティーネット貸付事業、こちらのほうが非常に条件が現在のところいいというふうなこともございまして、中小企業事業資金融資制度の貸し付けよりも、現在のところセーフティーネット貸付事業のほうに相談が多くなっているという状況でございます。

3項目めの商店街の活性化についてでございますが、商工会、観光協会など関係機関と、団体と連携をとりながら、いろんなイベント、事業の推進をしていくというふうなことが重要であると考えておりまして、この中でどういうふうなことができるかということ、毎年行っております商工会との行政懇談会から、日々の商工会との連絡、連携と、こういった中で協議を行いながら、商工会の活動充実や商店街の活性化支援、こういったものに取り組みを進めておるところでございます。

4項目めのイオンの影響と対策でございますが、先ほど議員さんおっしゃられましたように、オープン以来、非常に周辺が混雑といたしまししょうか、車が非常に渋滞をしていると。イオンに行っても駐車場に入れないので、途中で引き返すというふうな状況も見られるという状況を私も実感しております。

こういうふうなことから、車の流れや人の流れ、これが大きく変化をしているということは、筑紫野市のほうに聞きましても全くそのとおりであるということで、地元の筑紫野市だけでなく、大野城市、春日市、また朝倉方面、こちらのほうにも影響が出ている、出るのではないかというふうに思いますし、実際影響が出ているというふうにも感じております。

今現在、オープニングセールということもありまして、また年末を控えての時期でもありますので、この流れは非常に多ございます。この分につきましては、今後の状況を見ながら、影響、こういった対策といいたまいますか、こういったものを商工会と連携しながら進めていきたいというふうに考えております。

商工会にお話を聞きましたら、このイオンの状況については、年が明けまして3月ごろに商工会として実態調査といいたまいますか、影響についての調査を行うように考えとるというお話があつておりました。私どもも、その商工会の調査、こういったものを待つて、商工会と協議しながら、何ができるのかというようなことを含めて検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） ありがとうございます。

それでは、1項目ずつ、少しずつお尋ねさせていただきます。

まず、1項目めの不況対策、それと2項目めにもかかりますけど、中小企業の育成ということで、ここで中小企業事業資金というのを商工会のほうを通して市のほうから出されているようですが、これの、今市のほうが出されている枠といいたまいますか、どのくらいありますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 中小企業の事業資金の状況でございますが、本年度は途中ということもございしますが、半年間の状況までなっておりませんけれども、現在確認しておりますのは、金融機関との確認でしておりますのは、6月末現在、ちょっと前の状況になりますけれども、このときで6件に本年度はなっております。平成19年度、平成18年度の状況でお話ししますと、平成18年度が25件、1億4,750万円というところが貸し付けの額に、総額ですね、なっております。保証料の補助といいたしましては、20件266万円程度が市から保証料として補助したという額になっております。平成19年度の状況ですが、平成19年度は32件、額にしまして1億7,700万円程度になっております。保証料の状況が、19件で、補助をいたしました額が233万円という額になっております。こういうふうに、平成18年、平成19年、件数も増えておりますので、本年度ももっと増えるのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 実数を言っただきまして、ありがとうございます。ただ、この融

資制度のですね、市のほうが用意している枠ですね、大体どのくらいの金額の枠を用意してあるのかというのをちょっとお尋ねしたつもりですが。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 失礼いたしました。融資枠といたしましては、各金融機関に、それぞれに預託ということではしておりまして、総額といたしましては5,000万円ということで運用を、この中で各銀行の中で運用していただいている、市内の金融機関というふうになっております。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 先ほどから、商工会のほうの話としてですね、やはり融資についての話がたくさん来ているということで、この5,000万円では少し足りないのではないかなということだと思います。

それと、先ほど大野城市さんのほうの話がありましたけど、結局大野城市さんのほうでも、この枠、今までの大野城市さんの枠が足りないんで、緊急にその枠を増やしてですね、そして資金をですね、提供できるようにされているみたいなんですけど、太宰府市としてはそのような取り組みをされるつもりはあるかどうかお尋ねします。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 先ほど申しましたように、5,000万円の総額で、それぞれ金融機関にお預けして、この中で運用していただくとということですが、今現在、各金融機関、また商工会からも、この分について不足をすると、枠が足りないというような状況での話はあっておりますので、今現在はこの枠の中で十分運用できているというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） また、そういう要請がありましたら、ひとつ何とかですね、手助けをしていただきたいと思います。

それで、次にですね、中小企業の育成ということで、この中で、今の資金の話もありますけれども、やはり本市における、何というんですか、企業の皆さんの数も足りない、それからやはり企業としての法人税なんかの収入についても非常に少ないということで、この中小企業を育成し、歳入の確保のですね、安定的な確保に向けての取り組みもお願いしたいと思います。

そういう中でですね、やはり一番できるのが企業の誘致じゃないかということで思っております。で、総合計画なんかにも、宿泊施設の誘致については書いてありますけれども、ほかの産業の誘致についてもですね、ひとつ考えていただけないでしょうか。太宰府市においてはですね、やはりその地域の問題、土地の問題、場所が、市域が小さいんで、その中に15%の史跡地域があるということで、非常に限られた地域で、新しい企業の誘致をするのはどうかというようなお話も聞いておりますが、今現在ですね、福岡市のほうでIT関係の集積が非常に進んでいるということですので、これですと、そんなに工場を建てたりというようなことも、研究所

を建てる、ある程度のビルの容積は要ると思いますけども、そういう大きな面積は要らないんで、やはりこういう方向についてもですね、ひとつ取り組んでいただけないだろうか。やはり、どうしても町の活性化は、先ほども申しましたように、企業の元気度、その数というのがですね、市の活性化に非常に大事になってくると思いますので、宿泊施設についてもですね、なかなか進まない、誘致についてですね、そういう現状でありますので、やはりここは見方を変えてですね、何とかほか企業をですね、何かそういうソフト関係の企業を誘致できないだろうか。地理的にはですね、もう皆さんご存じのとおり、空港も近い、インターチェンジもある、それから緑もある、そういう非常に立地的にはいい場所ですので、そういうソフトや研究機関等ですね、誘致については非常に適しているんじゃないかと思いますが、これについて、これは今の話でどうこうということではありませんけども、市長のほう、どんなでしょうか、ひとつ考えていただけませんか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 太宰府市の将来像として、「歴史とみどり豊かな文化のまち」でございます。私ども、この間、職員のと時からずっと、どういった形が一番望ましいのかと。準工業地帯、工業地帯、あるいは商業都市というふうな地域はありますけれども、それは主力ではございません、一部でございます。太宰府市としては、やはり観光行政であるとかソフト面、あるいは住宅都市というふうな形の中で発展してきた経緯もございます。時代の変化とともに、そういった、中林議員がご指摘の産業が、太宰府市に適地があれば、その辺のところ等について、産学協働といましようか、大学があるわけですから、その辺との結びつきについて考慮することは可能だというふうに思っております。

私は、太宰府市の将来像についても、やはり歴史と文化あるいは観光主軸、そして住みよい住宅都市というのが将来像としてもふさわしいのではないかなというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） そういう方向でですね、やはり市の将来像をですね、描く中にですね、やっぱりそういうのも1つ入れていただければと思います。そういうことでお願いしておきます。

それから、商店街の活性化ということですね、1つ上げておりますけども、やはり地域での商店街というのはですね、これからますます、何というんですかね、今度のイオンとか大型の店舗、それから地域に小さなコンビニ等がたくさんできておりますけども、これからの高齢化社会を見据えたときに、やはりどうしてもその地域に密着したそういう商店街のですね、そういうお店が必要になってくると思いますので、これについてはですね、先ほどもちょっとお答えいただきましたけども、イベントの支援とか行政相談とか、いろんなその商店街が抱える問題等をですね、しっかりくみ上げていただいでですね、やはり商店街は商店街として、地域のそういう高齢者の方々に利用していただくような商店街をですね、つくっていくべきじゃな

いかと思っておりますけど、これに向けてですね、もう一段の、何というんですか、努力をしていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 太宰府市のやはり特徴といたしましても、加工業といいたるところから、製造業よりも卸小売業の割合が非常に大きいというふうな状況がございます。そういうことから、やはり商工会を通してのいろんな相談、経営相談、そういったものも、先ほど言いましたように、今現在も非常に多くなっているという状況もございます。そういうことから、本市におきましての商店街の活性化というところは、先ほど申しましたように、商工会といろんな連携をとりながら、イベント、そういったものを通して行っていくということは、もっと小まめにやっていかなければいけないというふうにも考えております。この分については、商工会ともまた打ち合わせをしながらですね、協議しながら進めていきたいと考えております。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） そういう方向でですね、ひとつ地域の商店街についてもですね、小まめに施策をやっていただきたいと思っております。これ、要望としておきます。

それから、イオン対策についてでございますけども、ああいう大型店についての競争というのは非常に厳しいところもありまして、なかなか行政のほうからどうこうということはできないと思っておりますけども、昨日もちょっと福廣議員のほうから定額給付金のお話がありましたけども、やはりこの定額給付金をですね、何とか市内でですね、使えるようなその方向でですね、アピールといいますか、PRするというかですね、そういうあれはできないかどうか、ちょっともう一度お伺いします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 昨日も申し上げましたように、国策ではありますけれども、この制度そのものは、私は好ましい政策だと、緊急経済を活性化させるためには必要だと思っております。ただ、使い方として、市におりてきた場合に、一石二鳥、三鳥になるような、やはり市内でそのお金が落ちるといふような、流動するような、そういった仕組みといいたるところで、があわせて考えることができたならなというふうに思っているところです。

そういったことを含めて、時間もございませんけれども、その辺のところは検討に値するというふうなことを昨日もご回答をしておりますし、私も真にそういうふうに思っておりますので、検討していきたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） そういう方向でお願いします。何せせつかくの10億円からのお金でございますので、やはりこれを何とかですね、市内に還元できるようにしていただきたいと思っております。

これで1項目めを終わります。

2項目め、お願いします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） ご質問の観光基盤の整備につきましては、観光の回遊性は、私も大変重要であると認識をいたしております。現在進めております水城跡整備に大きな期待をしておりますし、このことについて展開をしていきたいというふうに思っております。

道の駅構想につきましては、今年8月に行われました景観まちづくりフォーラムの中で提唱をいたしております。このことについての一つの動機については、やはり今の観光客の皆さん方が1時間内外で帰っておるというふうな状況、そのことを滞留型あるいは滞在型にシフトしていくためには、そこに集積する、例えば道の駅等々、あるいは団体客の皆さん方が昼食を一同に行えるような、できるような、そういった場所が必要だと。そういった仕掛けをしないことには、行くところなく1時間で帰るというんで嘆いても、これは仕方がないことと、できることから一つ一つ手を打っていくことが大事であるというふうに思っておるところでございます。その延長上に、水城跡周辺整備の一環として道の駅の構想をお話をした次第でございます。

過去においても、幾度となくこういった道の駅等については検討を加えてきた経緯がございます。あるいは設置の場所の問題でありますとか、あるいは事業形態等々の問題、あるいは解決すべき課題が少なくありません。そういったことで、集客効果が高い施設だけに、私は実現に向けて検討、努力していきたいというふうに思っておるところです。

ご指摘のとおり、政庁通りの南側の用途地域の変更につきましては、第1種低層住居専用地域を第2種低層住居専用地域に見直してはどうかというふうなご提言でございます。以前にもご指摘いただいておりますところでございますが、本年5月に、地域におけます歴史的風致の維持及び向上に関する法律、いわゆる歴史まちづくり法が制定をされました。この法律は、歴史的価値の高い文化的資産が失われる現状にかんがみ、地域固有の文化的資産を中心といたしまして、その周辺地域を維持向上の取り組みを国として支援していこうというふうなものでございます。

このことをまちづくりの絶好の機会ととらえまして、市域全体で、歴史でありますとか、あるいは文化、あるいは自然を五感で感じることができるような、個性的で魅力的なまち、まるごと博物館、まちぐるみ歴史公園というふうに私は申し上げておりますが、その具現化に取り組みを加速していきたいというふうに考えておるところでございます。

また、歴史のまちづくり法の適用に当たりましては、歴史的風致維持向上計画を定め、そして国の認定を受けることが必要となっております。このために、すばらしい景観を有した大宰府政庁跡を核とした具体的な歴史まちづくりの計画をつくりまして、そして着実に歩を進めながら、地域の活性化を図っていきたいというふうに考えております。

こうしたことから、議員からご指摘の用途地域の見直しにつきましては、歴史的文化遺産でありますとか、あるいは史跡地の活用あるいは観光、産業の振興あるいは地域の活性化などの総合的な観点から、総合的な施策として、本市の歴史まちづくり計画の中で検討を加えていき

たいと考えております。

幾度となくこれは停滞しとるわけではありません。用途地域の見直しについては、この足を運んで、現地も踏査しておりますし、太宰府市にとってのあり方、以前がこうだったからこれで踏襲するというふうなことではなくて、社会状況の変化に応じた形で、最低限そのことによって市が、まちづくりが今以上に活性化するのであれば、基本を崩さない形の中で、見直しを含めてやっていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） ありがとうございます。道の駅構想はですね、ぜひ私は進めていただきたいと思います。それとですね、道の駅構想と、それとやはり太宰府市の産業の振興ですね、これは絡めてしていくべきじゃないかなと。この核としてその道の駅を据えておくと。そして、やはり観光産業もそれにつれて考えるということですね、非常に私はこの観光産業、それからほかの太宰府市内における産業についてのですね、取り組みが非常に市のほうでは弱いんじゃないかなと。それはどこで感じるかといいますと、組織ですね、今までは観光産業課とか産業交通課とかですね、必ず産業と何か別にくっついとるでしょう。今度また機構改革される分についても、今度は建設産業課ということですね、必ず何かと一緒に産業がくっついて、そこで、やはり産業としてですね、先ほども言いましたように、本市の活性化のために、やはり産業をですね、どうしても育成しなければいけない、その核になるのはやはり観光産業だと思います。ですから、やっぱりそういう中で、その核としてその道の駅を置くと。ですから、そういう産業を活性化するという点においてですね、やはり一つの、観光課をつくられてですね、観光課はすぐなくなりましたけども、やはりそういう核となる、市のほうの方針がしっかりできる、そして市のほうの組織ができる、やはりそこに産業が発展していくというふうな構図をつくっていただきたいと。

ですから、産業課というものをきちっとしてそこにつくって、そこから税収をどのくらい上げるかというような、やはり数字的な目標を掲げてやっていけば、そういう組織もできてくる。そしたら、そういう中で道の駅でどのくらいの収益を上げて、そしてどのくらい市のほうにプラスになるか、そしてそれから、先ほど言いました政庁通りの南側にお土産屋さんをですね、これは歴史的景観の問題もありますので、それはこれから景観条例もつくられますので、そういう景観条例の中でですね、やはり店の色とか、形とか、格子戸式にするとかですね、やっぱりそういう工夫を加えながらやっていただければ、何というか、けばけばしい商店街のようなお店じゃなくて、落ちつきのある、やはり太宰府にふさわしいそういうお土産屋さんとか、レストランとか、やっぱりちょっと休める喫茶ルームとかですね、そういうところを張りつけていけばですね、非常にこれから観光客に対しても優しく楽しめる町になってくるんじゃないかと思っておりますので、それにはやっぱりどうしても、それを考える部署といいますか、それに取り組む部署はですね、必要だと思いますので、ぜひ産業課ということですね、そこにある程度の人員配置をしてですね、そして先ほども言いました企業誘致ですね。やはり企業誘

致、お土産屋さんも、その地元でできるお土産屋さんもありましょうけども、やはり大きなレストランとかなんとなになりますとですね、これは市のほうでできるというものでもないかもしれないので、福岡とか東京、大阪あたりの有名なそういうレストランとか、そういう食事の店とかを持ってきてですね、そういう企業誘致についてもですね、ただ企業誘致はだれかするやろうということでは進みませんので、やはりその産業課というものをきちっとつくって、その中にそういう企業誘致をする係とか、道の駅を考える係とか、観光客に対する接客について考える係とかですね、そういう産業全体をアップする産業課をひとつつくっていただきたいと思えますけど、お願い、いかがでございましょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） その、何ていいますかね、企業を誘致する担当であるとか、あるいは観光、産業を活性化するための部署、所管するところ、行政的な組織機構でございませうけれども、今日まで、幾度となく、行政機構の見直しをし、そして観光課の必要性和、やはり今ご指摘の所管の明確化というふうなことについては私も大事だというふうに思っております。

それ以上に大事なものは、職員の意識あるいは市民皆さん方の意識であるというふうに思っております。私も、この間、いろんな営業を受けながら、政庁前周辺整備に店舗の提案も受けております。その制約が、用途地域にひっかかってくるわけです。私は、強力に、今太宰府市にある企業といましょうか、大きなものを立地することはできないと思えますけども、お土産、観光産業の延長上の企業が誘致できるような、せつかく意欲がある企業があつても、用途地域、制限があるためにあきらめざるを得ないというふうな状況等があります。ここ経験を何回もしておりますので、そういった意味からも、私は用途地域全体として、まず整備しなきゃならない部分等々もあるわけでありませうので、その辺のところを強く、私は観念的に言っているわけではなくて、実行しようというふうに思っているところです。そういったところの整備を一つ一つしながらやる必要があると。

所管については、職員の意識と言いました。どういうふうにまちづくりをしたいのか、総合的な、何といましょうか、マネジャー的な形、コーディネートする、そういったイメージする職員の育成が私は必要だというふうに思っております。それは、強いリーダーシップ、私のリーダーシップでできない面もございませうので、その辺のところを含めて、私はイメージしておる、私どもが総合計画の中でイメージしておるまちづくりの実現に向けて、私はより知恵を出しながら、汗をかいていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） そういう方向でやって、やはり750万人からですね、来られるお客さんを、やはりただごみを残し、足跡を残して帰られるばかりではですね、これは、市民の税金を使って、その後始末をするだけではですね、非常にもったいないんで、やはりどうしてもそういう仕掛けをつくって、その750万人の方からですね、やはり本市が何らかの形で恩恵を受けるといふようなことをやっていただきたいと思えますので、今後とも今市長のご答弁のお

り、しっかり市役所全員でですね、気持ちを産業ということに向けてひとつ頑張っていたきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員の一般質問は終わりました。

次に、3番長谷川公成議員の一般質問を許可します。

〔3番 長谷川公成議員 登壇〕

○3番（長谷川公成議員） ただいま議長から一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりました2項目について質問させていただきます。

1項目めは、まほろば号高雄地区乗り入れについてです。

高雄中央通りも来年1月下旬にようやく完成予定を迎え、地域住民の長きにわたる要望がかなえられようとしています。しかし、まだまだ完璧とは言えない点が多少あるように見受けられます。

まずは、この道路が通学路だという周知徹底、この問題に関する速度制限や通学路の標識の設置、信号機の取り付け、横断歩道の設置などなど、児童・生徒やその保護者からの不安視される声はまだまだ数多く聞かれます。市長は、9月議会の武藤議員の一般質問の答弁で、「高雄地域等についても、平成21年4月に新規路線を開通させたいと思っております」とお答えになっておりますが、本当にこの道路の現状をごらんになって言われてあるのか、疑問に思います。

まほろば号を開通させることは、地元地域住民にしてみればとてもうれしく、ありがたいことですが、しかし今現在の道路状況を見たときに、開通よりも先にすべき点があるということをお聞きいただきたく、あえて今回はまほろば号高雄地区乗り入れについて質問させていただきます。

1、このような完璧ではない道路状況の中、市長は本当に来年、すなわち平成21年4月に新路線である高雄地域を開通させるのか。

2、開通をさせるというなら、高齢化率が約20%にも及ぶ高雄台区にも当然要望があると思われるが、高雄・今王線から高雄台団地の登り口の道路整備がいまだ行われていないが、今後の道路整備予定はあるのかないのか。

3、運行路線は、地元地域住民の意見を聞くのが一番参考になると思うが、聞く予定はあるのか、それとも市、バス会社の意見をもとに進めていくのか。

4、最後に、こちらも高齢化率が高いと思われる梅ヶ丘区団地内への乗り入れはどうお考えか。

以上、まほろば号について4点伺います。

次に、AED設置場所について伺います。

以後、このAEDの読み方を「エイド」と読ませていただきます。

2004年7月1日、厚生労働省がエイドを一般の人、非医療従事者でも使用できるようにする

報告書を都道府県、関係省庁などに通知しました。通知には、一般市民が緊急時にエイドを使用しても医師法違反に当たらないと明記され、一般市民もエイドを使って救命救急することが可能になりました。

エイドとは、自動体外式除細動器の略で、一般市民が簡単に、安心・安全に電気ショックを行うことができるようにつくられた医療機器です。たくさんの方が集まる場所にエイドを設置し、万が一のときに備えていただくことが望まれます。代表的な設置場所には、全日空の国内線、国際線にエイド配備を初め、駅や病院、公共施設などでもよく目にするようになりました。また、2005年に開催された愛知万博でもエイドを多数配置し、エイドによって助かった命も少なからずあったそうです。東京マラソンでは、男性ランナー2人がレース中に一時心肺停止状態となりましたが、消防署員らがエイドを使って蘇生措置をとり、いずれも脈と呼吸を回復しました。東京マラソンでは、エイドがコース沿道に配置されていたそうです。いかにこのエイドによって人命が救われたかがよくわかると思います。

子供の突然死の原因として、心臓しんとうというのがあるそうです。これは、胸部に衝撃を受けることで不整脈症状を起こし、心臓が停止してしまう状態だそうです。発育途上で、まだ胸の骨格がやわらかい子供が野球のボールを胸に受けて発症する例が多く、手当てが遅れれば死に至る危険性があります。私も、少年ソフトボールの一コーチとして、練習や試合などの応援に行かせていただいております。これからの時期、朝方から冷え込んできます。子供たちに十分なウォーミングアップをさせても、人それぞれ違いますので、早く温くなる子もいれば、時間のかかる子もいます。練習では、軽目から時間をかけて行いますが、試合ではそうもいきません。子供たちには、日ごろ練習のときから、ボールは後ろにそらさないよう、体でとめろと指導しています。この練習中に運悪く心臓しんとうになってしまったらどうでしょうか。日ごろから練習しているグラウンドや子供たちが通学している学校ならともかく、本市の小学校の中でも他校に行けば、当然エイドの場所もわからず、ドアはすべて施錠され、校舎の中に入ることもできず、時間だけが過ぎていき、最悪死に至るという可能性があるということです。

そこで、今回は、問題点や今後の課題点を伺います。

現在、本市におけるエイドの設置マップなどはあるのかどうか。もしなければ、早急な対応が必要と思われませんが、いかがお考えか。

次に、市民に対するエイド設置場所の周知徹底はされてきたのかどうか。

最後に、小学校の校舎内にエイドが設置されているのを見かけるが、夜や土日、祝日など、校舎内に入りにくいときの対応は今後どうされるのか。

以上、一刻も早く対応しなければ人命にかかわることですので、明確かつきちんとした対応策をお答えいただきたいと思います。

なお、答弁は項目ごとに、再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） ご質問のまほろば号の高雄地域乗り入れにつきましては、さきの9月議会の中でも申し上げておりましたように、平成21年4月には開通できるように現在事務を進めておるところでございます。

運行に当たりましては、解決すべき課題がたくさんございます。現在、西鉄等関係機関と協議中でございます。

次に、道路整備につきましては、高雄地域に限らず、これは市域全体的に、団地造成で行われました経緯がございまして、道路の不備については認識をいたしております。また、これを一遍で一斉にできるということについては不可能でございます。優先順位を決めて、どこからやるのが一番いいかと、どれが一番緊急度が高いかというふうな点で今進めておる次第でございます。

それからもう一つは、財源も、市民の税金だけではこれは無理でございます。国の補助でありますとか支援をもらいながら行っていくと。そのことが、前回でもお話し申し上げておりますみち整備再生事業として、向こう13億円ほど、事業規模で国のほうから認定を受けておりました、その整備事業、認定されております交付金を使いながら行っておるところです。

高雄台の11号線、家の前・今王線から高雄中央通り公園までについては、まさにこの補助を使った形で行う予定にいたしております。今年度でございますけれども、国庫補助事業といたしまして、平成21年3月末完了に向けて、平成21年1月から工事を行うようにいたしております。

次に、運行路線につきましては、現行車両が通れる路線となりますことから、幹線道路を中心に西鉄と協議をしておるところでございます。最大限6mの幅員がないことには許可がおりません。また、梅ヶ丘地域の団地内への乗り入れにつきましては、ご承知のように、道路が狭小でございます。したがって、どこまで乗り入れできるかどうかの検証は今いたしておりますけれども、基本的に現状の道路の幅員からいたしますと、団地内にそのまま乗り入れるということについては、車を変えないことにはできないと、難しいというふうに思っております。しかしながら、高齢化率が非常に梅ヶ丘団地等についても高いわけですから、その辺のサービスを最大限行うためにはどうしたらいいのかと、コースを含めて私は考えていきたいというふうに思っております。

詳細につきましては、部長のほうから回答させますので、よろしく願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） まほろば号の高雄地区乗り入れでございます。基本的な部分、市長が回答いたしましたとおりでございます。

道路の整備についてですが、今市長が言いましたように、平成21年3月末完了ということで計画をいたしております。中身につきましては、拡幅ということにつきましては、住居状態、そういったものから困難ということですが、道路の側溝を改修をいたしまして、その側溝にふたをするというふうなこと、それから道路の状況が非常に傷んでおりますので、全体的にやり

直すと、舗装工事を行うということとしております。

また、11号線ですが、非常に坂道が急ということから、従来から車の通行についてですね、地元からいろいろ要望出ております。この分につきましては、速度制限の要望が出ておりますので、筑紫野署のほうと今協議をしているということになっております。

それから、先ほど言いました側溝の改修にあわせて、路側帯、ここの部分をスクールゾーンというふうなことが強調できるような方策をとりたいと。1つは、今ほかのところでも幾つか進んでおりますけども、路側帯部分を着色をした、色をつけた舗装というようなことも一つの方法じゃないかということで、そういったことも検討に入れております。そういうことで、道路整備を行うということで進めておるところでございます。

また、先ほどの運行路線につきましては、市役所方面に来るということになりますと、どの路線を通るのが一番効率的かということ、それから一番はやはり収入が上がる、乗客、利用者が多いかということになります。そういうことからいきますと、現在西鉄が運行いたしております星ヶ丘線と重複するというふうなことが考えられる。これにつきましては、なかなか難しい面がございますので、こういうことも含めて、先ほど言いましたように、西鉄との協議をいたしておるといってございませぬ。

ここの路線を通らないということになりますと、相当路線が限られてくる、非常に利用者がこれも限られてくるということになりますので、先ほどの車両の状況、道路の通行可能なところ、そういったところをあわせて関係機関との調整が必要になるということになってきます。その部分につきましては、地元の、高雄方面の地元の方のご意見もお聞きしながらですね、進めていきたいというふうにご検討しておりますし、以前も高雄方面の関係、区長さんあたりに、どういう状況かということ、皆さん方の意見はどういうふうなご意見持ってあるかということも聞いたこともございませぬ。また、引き続きそういったところにつきましてもご意見を聞いていきたいというふうにご検討しております。

車両につきましては、いろんな方策が考えられますが、10人乗りとか28人乗り、こういうふうな車両もそれぞれあると思いますが、現在運行しておりますまほろば号は44人乗りになっております。これ以外の車両を使用するというふうになりますと、非常に条件が厳しくなると。ほかの路線との調整、そういったことから、まず予備車両が1台含めて合計2台が必要になってくるんじゃないかというふうにも考えております。そうしますと、運行経費、こういったものの関係も考えますと、小さい車両、車両を小型化したとしても、運行経費、具体的にはガソリン代、保険料とか、人件費ですね、こういったものについてはそう大きく変わらないというふうな話もあっております。そういうことから、現在の車両が一番適当でないかとも今現在考えておりますし、利用者の状況からもそういうふうなことになるかと思っております。

今のようなことで、高雄方面につきましては、複数の路線は考えられませぬので、1路線ということを基本的に進めていく必要があるというふうなところで調整を進めているところで

ございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） じゃあ、1つ目からちょっとお尋ねしていきたいんですけど。

昨日ですね、高雄の区長さんにですね、話を聞いたというか、伝えたんですよ、4月から運行開始になる予定ですよって。そしたら、驚きながらですね、聞いてないし、知らなかったというふうにおっしゃられていたんですね。で、市長が運行開始を決めたのであればですね、真っ先に区長さんや地域住民の方に運行開始予定があることを伝え、最大限協力をしていただくというふうに私は思いますが、市長はどのようにお考えですか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） ちょっとよく聞いておりませんでしたけども、この平成21年4月に開通するということについては、関係機関、当然梅ヶ丘の区長さん、南のほうの高雄あるいは緑台、あの付近の皆さん方等については、市長と語るふれあい懇談会等々もあっておりますので、そこでも言明しておりますから、その辺のところについてはご承知だと。むしろそちら側から、地元から上がってきている部分ですから、そのことについて、いつごろ、早急に、なるべく一日でも早いほうがいいというふうな観点で今決定を平成21年4月としておりますから、その辺のところは地元は了解済みだと、むしろ熱望されておるといふような部分を感じております。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） でも、区長さんは全然、実際知らなかったというのははっきりとおっしゃってました……。

（「どこの区長さんですか」と呼ぶ者あり）

○3番（長谷川公成議員） 高雄の区長ですけどね。僕、昨日電話で聞いたんですよ。

（「そしたら……」と呼ぶ者あり）

○3番（長谷川公成議員） じゃあ、直接は伝えてはないということですね。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 知らないということがどういうことか知りませんが、恐らく忘れてあるのかどうか、じゃないでしょうか。行政的には、それぞれの中で何度となく言っておりますから、平成21年4月の認識があったかどうかわかりませんが、私どもの意識としては、悪意も何もありませんし、なるべく早い時期に、一日でも早い決定といいましょうか、路線の開通をしていきたいと、それが住民の皆さん方の願いであるというふうに思っております。そういう気持ちでございます。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） わかりました。そしたら、バスの44人乗りを検討されているということですが、最近はやりのエコバスというのがあると思うんですね。燃費やCO₂削減などを考慮したエコバス、これのお考えはありますか、導入のお考え、予定はありますか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 現在、車両につきましては、最終的に決定まだいたしておりません。車両の購入にかかります費用、そういったものと、それから今言われるような環境から考えていく、そういった面も必要になってこようと思いますので、その分につきましても、購入について、また西鉄とも協議していきたいというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） バスなんですけど、最近、福岡市内とか行くと、結構派手なバスがあるのをご存じですか。ラッピングバスというらしんですね。広告をバスの外側一面にかいてですね、例えばピンクとか白とか黄色とかいろいろあると思うんですけど、そういうのも何か今後ご検討されれば、ちょっとした宣伝費になるというかですね、入ってくるんじゃないかなと思いますけども。

じゃあ、1番終わります。

次、2番行きます。次、道路整備なんですけど、来年1月からの工事開始だと言われましたけど、路側帯に着色されるということなんですけど、あそこ、中央線は引かれることになるんですか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 中央線等につきましては、筑紫野署との協議になります。道幅、そういったものとの関連もございますので、市のほうでということにはなりません、十分協議していきたいというふうに思っておりますが、現在中央線もありませんので、ちょっと難しい、困難ではなかろうかと思えます、道路幅からいきますとですね。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） この高雄台の登り口はですね、本当通学路でもありですね、大変交通量の多い道路ですので、工事期間中はですね、十分注意していただいて、くれぐれも事故のないようお願いいたしまして、2番は終わります。

3番、運行路線に関してなんですけど、僕は、五、六年前に、当時高雄区の役員でですね、運行路線の話し合いを行ったことがありました。そのときは、行政職員の方もお見えになっていたと記憶していますが、あのときの話し合った運行路線はもう全く利用されないんですかね。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） まほろば号の運行につきまして、路線につきましては、先ほど申しましたように、今現在検討をしております。以前から上がっておりますコース、そういったものも候補、もちろん検討の中には入ってきますし、今後も、どのコースが一番いいのかということ、そういった部分につきましては、先ほど地元のほうには十分周知がいつてなかったということもございます、改めてそういうことを決めていくときにですね、地元のほうとも要望を入れながらしていくということになりますので、従来の路線はまるっきりもう白紙になっているということではございません。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） ちょっとやっぱり不安があるんですけど、その運行路線がまだ決まっていないうことなんですけど、本当にこんなことで来年4月の運行が可能なんですかね。ちょっともう一回確認のために。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 西鉄とは再三にわたって調整をしておりますので、この路線、この部分が最終的な部分として残るといふような状況にはなっております。この部分については、4月1日からの大きな方針がございますので、これは実現に向けて頑張っていきたい、いくという事でやらせていただいております。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） わかりました。なるべく早目に路線を決定していただいでですね、皆さんに周知徹底されるようお願いしておきます。

そしたら、現在整備されている高雄公園にもですね、ぜひ乗り入れを検討していただいでですね、やっぱりできれば早い時期に地元説明会などを開いて、乗るのはやっぱり地元の方がほとんどでしょうから、路線バスやバス停などの周知徹底がされますように要望いたしまして、3番の質問は終わります。

次、4番、梅ヶ丘地域の乗り入れのことなんですけど、一口に梅ヶ丘地区といいましても、範囲は広くですね、遠いところでは筑紫高校のところまであります。今まで質問してきました高雄、高雄台、梅ヶ丘、この3区におきましては、まほろば号が運行された10年間もの間、料金だけで言っても、不公平、不平等に扱われてきました。まほろば号が運行されている地域は、片道100円で市役所まで行けますが、特に今言いましたこの3区はですね、まず西鉄バスで西鉄二日市まで出て210円です。もうこの時点で、運行している地域の往復分です。続けます。西鉄二日市から五条駅まで150円、これを往復にいたしますと、360円の倍で720円です。金額だけで言うと3倍以上の負担を強いられてきたわけです。伺いますが、なぜこの地域だけが今まで不平等に扱われてきたのかお答えください。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 高雄方面を不平等にという意図は全くございません。まほろば号を運行する分につきましては、従来からもいろいろ出てますが、やはり経費というものの、いろんな状況がございますので、そういうふうなことを勘案しながら、路線の導入、そういったものについて、順次路線を決定してきて運行してきたという経緯がございますので、意図的なものではありませんので、ご了解いただきたいというふうに考えます。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） わかりました。いろいろと要望してきましたけども、やっぱりまずやっていただきたいことは、地域住民の理解と周知をとにかく早い時期に行ってください。一人でも多くの人たちに乗っていただいでですね、皆さんに喜んでいただけるようなまほろば号に

なることを願ひまして、この質問は終わります。

では、2項目め、お願いします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 2点目につきましてご回答申し上げます。

突然の事故や病気で心肺停止を起こした場合、とうとい命を救うために、一刻も早く心肺蘇生法やAEDを使用した電氣的除細動を行うことが救命率の向上につながるということは十分認識しておりますし、大変重要なことでございます。

ご質問の市民への周知とあわせて、緊急時の対応といたしまして、夜間でありますとか土日、祝日などの校舎閉鎖時におきましても、人命にかかわることでございますので、学校に設置しておりますAEDを利用するよう対応しております。

詳細につきましては、担当部長から回答させます。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 私のほうから、まずエイド、AEDの設置しております施設につきまして申し上げますけども、これは平成18年度に財団法人であります福岡県市町村振興組合から寄贈を受けております。現在、市内の小・中学校全校を含みまして27の公共施設に設置をいたしております。

ご質問の設置場所を表示いたします正式なマップなどは作成はいたしておりませんが、市の広報に掲載をいたしましたし、また設置しております各施設には、ポスターなどによりましてその場所を示しております。今後とも、機会あるごとに広報等でその周知を図ってまいりたいというふうに思います。

また、小・中学校内のエイドの設置場所につきましては、緊急時に直ちに対応できるように、あるいはいたずら防止等々の管理面から、教職員の目が届きます職員室あるいは保健室の近くに設置をいたしております。

ご質問にありますように、心肺停止の場合には一秒でも早い措置が生死を分けることとなりますので、夜間や休日の校舎につきましては、緊急時の対応といたしまして、窓ガラスを割ってエイドを取り出し、緊急処置をしていただきたいというふうに考えております。

したがって、こうした対処方法につきましては、各学校の校舎内あるいは各施設などにおけるエイドの設置場所も含めまして、こうした対処方法を早急に周知徹底を図ってまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ここで11時20分まで休憩します。

休憩 午前11時10分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時20分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） 答弁ありがとうございます。

先ほど教育部長のほうから、例えばガラスを割って使用してもらおうという話がありましたけど、例えば近くに割る物がない場合ですね、そういうのもちよっとやっぱり、手で割ると大げがしますしね、そういうのもちよっとやっぱり検討しておいたほうがいいと私は思いますけども、いかがですかね。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 先ほどは、職員室あるいは保健室に設置をしておりますというふうに申しました。確かにガラスを割って入れるような場所に移動することも可能だろうというふうに思いますので、それらを含めながら検討をしていきたいというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） 本市において、27カ所設置されているとおっしゃいましたけども、このエイドについての何か、なければいけないほうがいいんですけど、利用回数などがですね、わかれば教えていただきたいんですが。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 現在までは報告は受けておりません。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） 私がですね、このエイドに関して調べているときに市民の方からちょっと聞いたんですが、一昨年ですね、恐らく設置されたぐらいの時期だと思います、2006年6月ごろとおっしゃってましたので、で、あるスポーツ団体の一人の大人の方なんですけど、がですね、心筋梗塞を練習中に起こしたそうなんです。そのとき、エイドが恐らくどこかにあるだろうというのはわかっていたらいいんですけど、夜の練習中だったので、学校は施錠され、開かない。玄関のガラスを割って入ることも考えたが、どこにあるのか場所がわからなかったため、あきらめて自分たちで済生会病院まで運んで、事なきを得たらしいのですが、そのとき治療に当たってくれたドクターから言われたのが、あと30分遅かったら命の保証はできませんでしたよと言われたそうです。

やっぱり救急救命というのは、生存確率がですね、大体1分過ぎると10%ずつ下がっていくと言われてます。5分過ぎると、やっぱり生存確率が約半分になってしまうわけで、せっかく高いお金をかけて設置したエイドの場所もわからない、場所はわかっているけども、かぎがしまっていて持ち出せないとなると、やっぱり全く意味のないものになってしまいますので、こちら辺の早急な対応をお願いいたします。

では、質問に移ります、質問というか、要望ですね。施設利用をする際に、申込者は必ずいきいき情報センターに利用許可証をもらいに行き、その場で料金を納めるシステムになってますよね。その際に、利用場所によって違うとは思いますが、エイドの設置場所などを記した説明書を一緒に渡したらどうですか。検討していただけますか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） エイドについてですが、例えば広く使われているのは学校等だと思います。で、学校というところは、ご存じのように、昼間生徒が、多いところでは800人から、それから少ないところでは300人ぐらいおるわけでございますので、その辺のことを第一義的に考えて設置しておかなければならないだろうと思います。そういう中で、夜とか、また日曜、土曜日とか使われるときに、それを使いやすいような状況にしておくという意味合いですね、ぜひ私どもも、今指摘がありましたように、わかりやすく、またガラスを割ってでも入っていいようにというような対応を考えますのでね、使用の責任者のほうもですね、ぜひその辺を確認するとか、そういうふうなご努力、お互いし合って、より安全にしていってらと思っております。

それから、やっぱり何を置いてもですね、やはり救急車とか心肺蘇生が先じゃないかと思えますのと、それから特に休みの日は、当番医なんかの確認とかですね、お互いに安全に対する配慮というのをしながら、そういう不慮の事故がないようなふうに進めてまいりたいと思っておりますので、皆様方からのご協力をよろしくお願いしますし、私どももまた、学校とも十分相談したり、施設と相談しながら進めたいと思っております。どうぞよろしくお願いします。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） ありがとうございます。

人が多くですね、集まる場所として、やっぱり行政区などの公民館もですね、考えられると思うんですけど、市のほうから、全額はやっぱり、40万円、50万円すると思うんですけど、なかなか難しいと思うんですけど、例えば補助金を出してですね、設置などを進められてはいかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） このエイド、機材につきましては、先ほどおっしゃいましたように、20万円、30万円、結構高価な金額になります。各公民館に設置ということも一つありましようけども、やはりまずはそれぞれ市民の方々が、そういう、特に子供たち、あるいは関係者を指導してある方が、119番通報でありますとか、そういう人工呼吸法を研修受けるとかというのをまずやっていただいて、それからまた今後も年次計画を含めながら検討をしていく必要があるというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） 最後になりますけども、冒頭ですね、壇上で少年ソフトボールの練習のことについて触れましたけども、本市からもプロ野球選手が誕生しています。市長の地元あたりの選手だと思えますけども、野上亮磨選手ですね。パ・リーグを制し、日本一、アジアになったあの西武ライオンズから何と2位で指名されまして、今後の活躍を非常に楽しみにしているところであります。で、野上選手もですね、地元少年ソフトボールチーム出身ですね。あの水城西リトルビスカウンツというチームなんですけどね。やっぱり元気で健康に育ってい

った選手だと思います。今後はですね、この選手を目標に、子供たちは恐らく頑張っていくことでしょう。

本市におきましては、やっぱり子供から高齢者までの人々がですね、もし何かあっても太宰府の公共施設は大丈夫だと言われてですね、安全で安心してスポーツできる環境が整備されますことを強くお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員の一般質問は終わりました。

次に、1番原田久美子議員の一般質問を許可します。

〔1番 原田久美子議員 登壇〕

○1番（原田久美子議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告いたしております3項目について質問いたします。

市長のマニフェストの中に、子育て環境と高齢者・障害者の福祉の充実というのがあります。そこで、子育て環境整備など、組織と機構改革、市職員の再任用について、次の3項目について質問いたします。

1項目めは、子育て環境の整備について質問します。

1点目は、次世代育成支援対策として、待機児童ゼロ作戦の推進の方法について、公立南保育所の定員を60人から90人に拡充されました。定員を増やただけで、保育全体の質の向上になっているのか。

2点目は、認可保育所に入所する場合、保育所受け入れを判断する基準、決定はどのようになっているのかお聞きします。

3点目は、認可保育所の公立保育所が次々に民間委託になり、今度は公立南保育所が民間委託する話がありました。民間委託のわけとは何でしょうか。

平成18年4月1日に公立保育所の都府楼保育所を民間移譲され、問題点等はなかったのかお伺いいたします。

次に、2項目めは、組織と機構の改革について質問いたします。

1点目は、組織機構の改革を昨年10月に実施され、1年が経過してまいりました。市長がマニフェストに言われるように、組織は人なり、職員の意識改革だと言われています。

その観点から、この1年間で経過した現在、何がどう改革できているのか。

また、これからのまちづくりの中で防災意識が高まっています。安全・安心の危機管理の観点から見て、事務分掌の中に災害に対応される部署が見当たりませんが、市は災害が起きた場合、どのような組織体制を考えておられるかお伺いします。

2点目は、市職員の専門技術職員に欠員が生じた場合、人員配置は適正に行われているのか。現状としての市の保育士3名であったのに、昨年欠員のまま2名となっています。

本市での地域保健における保健師等の役割は何でしょうか。

3点目は、施政方針にも言われておられます女性の登用率30%であります。現在本市では、外郭団体も含み、女性の職員の部・課・係長、一般職の登用率と外郭団体での女性の登用率及

び管理職の男女の比率をお聞きします。

最後に、3項目めは、市職員の再任用について質問いたします。

太宰府市では、再任用の取り組みについて、平成19年9月29日に条例が定めてあります。再任用の現状または条件、期間というものが適正に動いているのかお聞きします。

以上、3項目について、項目ごとに積極的に実効性のある答弁をお願いします。再質問は自席から行います。

**○議長（不老光幸議員）** 市長。

**○市長（井上保廣）** 次世代を担う子供の育成、育児支援につきましては、多様化する社会状況や家庭、児童を取り巻く環境変化で、子供の育ち、子育てをめぐる環境が大きく変化をしております。

太宰府市では、平成17年3月に策定をいたしております次世代育成支援対策行動計画、いわゆるこにこプランを軸といたしまして、各種の子育て支援策を行っております。平成21年度がその見直し時期になっておるところでございます。

見直しに当たりましては、市民のニーズ調査などを行いまして、健やかな子供の成長をさらに本市の重要施策、重要課題と位置づけまして、子育て支援の充実に努めていきたいと考えております。

詳細につきましては、担当部長のほうから説明させます。

**○議長（不老光幸議員）** 健康福祉部長。

**○健康福祉部長（松永栄人）** 1点目の子育て環境の整備につきましてご回答申し上げます。

待機児童ゼロ作戦の推進の方法、保育の質の向上につきましては、保護者や保育所の意見を聞きながら、常日ごろから保育所と市との連携を保ち、情報の提供や助言、指導を行いながら、保育所との連携を図っております。

待機児童の解消に向けましては、新たな保育所の開設や定員枠の拡大を図る方法が考えられます。

今後の対策としましては、現在も行っております、定員に余裕のある保育所への入所を進めるとか、定員の拡大を図るなど、待機児童の解消に努めたいと考えております。

2点目の保育所への受け入れの基準と受け入れの現状につきましては、一般的に認可保育所の入所要件としまして、保護者の就労や病気または親族等の介護などにより、昼間の保育が家庭において十分できないなどが入所要件となっております。入所の決定に際しましては、個々のご家庭の状況と就労日数や勤務時間、月の就労が16日以上、1日4時間以上などの要件に該当し、保育に欠ける状況があること、または入所の緊急などを総合的に判断をしまして、その度合いが高い児童から入所決定を行っております。

3点目、都府楼保育所民間移譲後の状況、問題点につきましては、保護者のご協力のもと、保育園の運営は全般的に安定した運営がなされているものと理解をいたしております。移譲の際の条件でありました特別保育の充実などにつきましては、子育て世帯の需要の動向や保育所

保護者会の要望なども確認しながら、実施に向けて対応していきたいと考えております。

次に、南保育所の民間委託の理由でございますが、昭和63年に策定しました第1次行政改革大綱及びその後における第2次、第3次の行革大綱の推進項目であり、市が行政運営を進める上で、最少の経費で最大の効果を上げることは行政の責務であり、現下の厳しい本市の財政事情では、特に重要な課題と考えております。

保育業務につきましても例外ではございません。民間が持ちます活力や柔軟性、専門性、効率性などを生かしていく必要があると考えております。このようなことから、今般、南保育所の保育業務について民間に委託を行い、民間委託により生じます人材や財源を今後の子育て支援策の資源として活用するものでございます。

今回民間委託を行います南保育所は、解放保育所としての設置目的や意義などがございます。今後ともそれらを堅持するため、保育所の保育業務の部分を民間に委託する公設民営による方法で今後の保育所運営を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 1番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） ご答弁ありがとうございます。

まず初めに、市長の政策の方針について、南保育所を待機児童ゼロ作戦の推進のために拡充されたわけなんですけれども、南保育所の定員を60名から90名に、人数が変わったということしか私は理解ができてなくて、入所希望をする方が多かったわけでもない。そして、昨日の渡邊議員に対しての答弁にもあったように、平成19年度入所の4月での人数は40人であったと。それから、入所を増やすために努力をして、8月に60名になったということで、民営化を考えたということなんですけれども、先般、平成20年12月9日の環境厚生常任委員会で付託されました議案第99号「平成20年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）」については、審議、採決した結果、可決されました。私としては南保育所保育業務委託債務負担行為は賛成の立場でありました。しかしながら、議員質疑の中で不明瞭な点が数々ありましたので、解決されていない部分があったので、口頭ではなく附帯決議案を要望として出ささせていただきましたが、環境厚生常任委員会の中で附帯決議案については反対意見ももらえずに否決された状態です。

そこで、要望の内容の一つに障害児の受け入れを積極的に行い、市は定期的チェック及び指導をすることを要望として上げさせていただきました。もう一度、確認のためお聞かせください。

市内認可保育所での障害児保育をする4保育所があるかと思いますが、障害児は現在のところ南保育所は1名、都府楼保育園はゼロ名、水城保育園と五条保育所の人数をお聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 大変遅れて申しわけありません。障害児受け入れは、市内の保育所全部で17名でございます。どことどこの保育所か、済いません。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 水城保育園と五条保育所です、2カ所。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 水城保育園につきましては2名、五条保育所につきましては6名が入所いたしております。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） この前の常任委員会のほうでは13名ですかね、ということで報告があったようですけれども、足しても13名にはなりませんけれども、数が足りないんですけど。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） もう一度、保育所ごとに申し上げます。

五条保育所が6名、南保育所が3名、保育所太宰府園が2名、水城保育園が2名、筑紫保育園が2名、都府楼保育園が2名でございます。ただし、この障害児の判定というのが、特別児童扶養手当をもらってある方は障害児という判断、それから療育手帳を持ってある方も障害児という判断。そのほかに、この特別児童手当と療育手帳をお持ちでない方でも保育所がADHDとかという症状と判断をした者も含めております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 今、部長のお答えを聞きますと、認可保育所を太宰府市がホームページのほうに出されている分がありますけれども、この中には保育所太宰府園には障害児保育のことは書いてなかったんですよ。それで、ここで見るからには都府楼保育園と水城保育園と南保育所と五条保育所だけが障害児保育というのがあるように書いてあるんですけども、私はこの4カ所しか障害児を受け入れられていないものと思っております。その点についてはどういうふうにお考えか、説明してください。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 私どもの手元でございますこの障害児の資料に基づいてお答えをいたしておりますので、ホームページと相違があるということでございますので、確認をさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 結局、障害児を持った保護者の方が実際にこれを見て、どこの保育所が自分の子供に適して、どういうふうなところに行ったらいいのかというのが早くわかるようなホームページだろうと思っておりますので、早目にこの対処をしていただきたいと思っております。

もうわかりましたので、次に入らせていただきます。

私ごとでございますけれども、平成19年の統一選挙にて、私は選挙公約として子育て支援と子供の教育環境の整備を掲げさせていただきました。私が選挙に出馬するきっかけになったことは、このことでございます。子育て支援課の窓口と保育の整備について質問いたします。

これは、平成19年2月ごろに実際にあった事例で、お母様の声ですので、お聞きください。  
障害者、障害児を持つ保護者が窓口で相談に行かれました。子供さんの症状をお話をされた  
そうですけれども、窓口の対応は話を一度聞かれたそうです。それで、そのお子様の状態を聞き  
ながら、もうおたくの子供さんの受け入れは多分できないですねと言われたそうです。私も  
まだそのときは外郭団体の職員であったために、話を聞くだけしかできませんでした。それ  
で、その子供さんは腰に少し障害を持っていました。そして、公共施設の託児つきの講座に  
も行ってらっしゃったお子様が、窓口でできませんということだけだったらいいんです。それ  
について、受付ではそんなふうに言われるんですかね、一言でできませんと。その子供さんの  
容体を聞いてできませんということはあるかどうかをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 窓口のことでございますので、子育て支援課長に答弁をさせます。

○議長（不老光幸議員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（花田正信） どういった内容で相談されたかちょっと私、把握しておりません  
ので十分な答えになるかどうかわかりませんが、現状としましては窓口にお見えになってお母  
さん、保護者の方の相談等を十分聞いてですね、そういった中で、あと子育て支援センターの  
所長、担当者等交えまして、直接本人さん、保護者との面談を行ってます。さらに、入所を希  
望してあります保育園の所長と主任等が、本人さんがその集団保育になじむのかどうかとかで  
すね、そういった部分を判断して現在は受けてます。平成19年2月という部分についてはさっ  
き言いましたように、その相談の内容がですね、どういった内容でされて結果的にお母さんが  
どう受けとめられたのかちょっと把握できてませんので、ちょっと何ともお答えしようがない  
んですが、現状としましては先ほど申し上げたような状況で、市としては積極的に受け入れる  
方向で今現在は行ってます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 1番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） この入所案内の中には、障害児保育対象児童の面接ということが記さ  
れまして、1次審査の入所基準を満たしている場合は次の2次審査に行きまして3次審査とい  
うことに審査をした結果、そこで初めてその保護者に、おたくのお子様についてはちょっと入  
所ができませんということであろうというように理解しているんですけども、その平成19年  
2月ごろに相談に行かれた方は、おたくのお子様については、歩行器が必要だったので、多分  
私のそのときの考えではバリアフリーになってなかった、施設がですね、受け入れができな  
かったということで窓口が断られたんだらうというようにいいほうに理解を私はしていました。  
ところが、その方はもう太宰府市では受け入れができませんでしたので、すぐに近隣市のほう  
に相談に行かれました。そしたら、すぐに受け入れができました。その受け入れが何年もたっ  
ての受け入れだったらわかりますけれども、1日2日の違いでどうして近隣市の障害児の受け  
入れができて太宰府市の受け入れができなかったのか、それはどういうふうにお答えされます

か。

○議長（不老光幸議員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（花田正信） さっき申し上げましたように、どういった状況であったのかちょっと把握できていませんのでちょっとお答えしかねますが、ただ今言われた近隣市がすぐ受け入れたということでございますけど、ただ先ほど申し上げましたように、障害を持ってあるお子様の保護者からそういった相談等があったときはですね、十分話を聞きながら現在対処しますので、今言われた部分についてはちょっとお答えを控えたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 1番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） その詳しいことは私のほうでまた後日お話ししたいと思いますけれども、私はそのことについて言いたいことは、結局、民間委託にしても公立にしても、やはり民間に移行する場合について、民間業者の引き継ぎとかを明確に行っていただきたいということをお願いいたします。公立保育所から民間委託にするときに、保育全体での待機児童ゼロ作戦の推進とともに、すべての子供と子育てを大切にする取り組みを今後もさらに続けていってほしいと思います。一応この1点目はこれで終わりたいと思います。

2点目の、認可保育所に入所する場合の認可保育所の8カ所の現在の児童数は何名でしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 定数が780名に対しまして、現在の入所児童数は901名でございます。

○議長（不老光幸議員） 1番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） 正規入所申し込みというのは、この入所の案内のほうで書いてありますのでわかりますけれども、職場復帰や転入された方が年度途中に入所を希望する場合の方法についてちょっとお尋ねいたします。

これも先日会った保護者の話でございますけれども、来年1月から入所を希望するために6月に窓口に行かれたそうです。そのときに、希望する入所児童はゼロ人だったそうです。それから、その場で申し込みをされて月日がたって市のほうから何も連絡がないので、先月11日に窓口に行かれました。そしたら、窓口のほうでは、途中の入所の方については連絡をされないとされました。なぜそのことを6月時点でわかっていたのにもかかわらず、入所できる人だけには連絡するようになっていると、入所ができない人には連絡はいたしませんということなのですが、それは間違いはないかどうかをお答えください。

○議長（不老光幸議員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（花田正信） 中途入所につきましては随時受け付けを行っておりまして、各保育園に空き状態を確認した上でですね、毎月1日、15日、これちょっと休みの場合日にちが前後しますが、入所審査というのをしております。その審査は、入所希望日がですね、審査日から2カ月以内の人を対象に先ほど申し上げました1日、15日に審査を行って、その結果等を

ですね、保護者の方に連絡しております。6月に申請されて先ほど11月に本人が聞いた結果がそういうことであったということでございますけど、多分ですね、入所申請をされる際にですね、そういった説明は担当がしているかと思えます。それが十分でなかったかもわかりませんが、今後そういうことがないようにですね、していきたいと思えます。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 事情はわかりましたけれども、この入所をされる人は、お互いに働いていかなければならない人とか、先ほど言われましたように入所の優先順位もあるかと思えますけれども、保護者の不安を払拭させるということ、やはりこれはすべて平等でないといけないと思うんですよ。それで、できればですね、それはもう何百人という数がいればですね、無理かもしれませんが、本当に説明をですね、こういうふうな途中に入所される場合の通知を出すときの基準とかもですね、その保護者の方に本当にわかるような、だれが、どの職員が入っても同じことを言えるような窓口にしていだきたいと思っております。

それから、待機児童をなくすためにほかの保育所を紹介するということとかも必要となると思いますが、待機児童の解消に向けた基準で保育所への入園入所円滑化対策として、許可定数の25%を超えても差し支えないということになっているかと思えますけれども、この太宰府市の保育所もこの基準には当てはまるんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（花田正信） 国の通達というのがたしか平成10年だったと思えますが、そういう通達が来てますので、太宰府市もそれに応じて今言われた内容で承っております。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 私のほうで今日、参考資料として配付しておりますけれども、この配付資料は県内の市町村の保育支援ランキングで、太宰府市のほうは最後から2番目ですけれども、市町村の受け入れ数とか支援策を点数化したもので、参考にとりまして出ささせていただきましたけれども、子育て応援プランとしてひとり親、家族の共働きや家族構成や就労形態がますます多様化する社会になってくるかと思えます。特に、障害児を持つ保護者にとっては、健常者と一緒に保育園などに通わせたいというのがやっぱり親心ではないでしょうか。子育ての新たな支え合いと連携をお願いしたいと思っております。

次に、3点目に入らせていただきます。

3点目の件ですけれども、現在の都府楼保育園の障害児の児童は3名ということで先ほど言われましたけれども、都府楼保育園には3名ということで、あとほかの五条保育所に6名ということなんですけど、民間委託になったところは障害児の受け入れが少ないように思われますけれども、障害児の保育は公立保育所に任されるということで私のほう認識してよろしいのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） ここで13時まで休憩します。

休憩 午後0時02分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 本議会におきまして、都府楼保育園の障害児の人数につきまして数字が誤っておりましたので、確認をさせていただきます。

都府楼保育園の障害児の入所児童は2名でございます。訂正をしておわびを申し上げます。

なぜかと申しますのは、身体障害者手帳を持ってあるお子様、これはもう障害者でいいかと思えます。療育手帳を持ってあるお子様、これも障害児と認められるかと思えます。ところが、親としては障害児としては認められない、認めていないというお子様もいらっしゃいます。しかし、保育所や保育園が配慮が要る子と判断しているお子様方もおるわけでございます。そういったことから、数字がぶれてまいりましたけれども、私どもでそういう配慮が要る子までを言いますと、五条保育所が6名、南保育所が3名、保育所太宰府園が2名、水城保育園が2名、筑紫保育園が2名、都府楼保育園が2名ということでございます。

それで、数字については訂正をしておわびを申し上げましたけれども、原田議員のお尋ねの公立保育所になぜ障害児が多いのかというお尋ねにつきましては、保育所の入所につきましてはまず第一義的には保護者の入所希望が、1番目はここ、2番目はここ、3番目はここ、4番、5番、6番というふうに希望の順位をお尋ねしますので、第一義的には入所希望によりまず保育所を優先的に指定しております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 1番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） ありがとうございます。私は公立保育所でも民間保育所でも保育には変わりはありませんので、その保育の仕方が変わってもらっては困りますので、障害児の受け入れもやはり公立のほうが多かったのも、私自身の思いは受け入れをしたくないんじゃないだろうかということと実際に思っておりましたけれども、それが今、部長が言われているように保育の受け入れが保護者の要望ということで聞きまして、この点については終わりにしたいと思えますけれども、あとは結局、保育の向上を図る共通の目的に合った信頼関係だと思えますので、民間委託については、今まで南保育所の職員の方とか働きやすい職場づくりをやっぱりつくってこられたと思えますので、子育て支援の充実に頑張っておられる職員の方、保護者の方ですね、十分な意見を聞いていただいて合意にとりつけるように持っていただきたいと思います。

そして、今一番大事な子育て環境の整備については、やはり子は宝ということで市長がいつもおっしゃっておられますので、太宰府の次代を担う子供たちのために学校、社会教育、保育園のあらゆる施設のバリアフリーの改修はぜひとも進めていただきたいと思います。

それから、障害児保育指導員等の配置、現状の見直しと改善を今後一層頑張っていただきまして、3月の議会までに努力しますということでお話を聞いておりますので、再度お願いして1項目めはこれで終わりにしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 2項目めの答弁をお願いします。

市長。

○市長（井上保廣） 組織と機構改革についてご回答申し上げます。

昨年の10月に実施いたしました機構改革では、部の廃止に伴います建設経済部門の再編や企画と財政の組織統合など簡素効率化を基調といたしまして、市民、事業者にとって窓口がわかりやすく利用しやすい組織とし、意思決定の迅速化を図りましたことがその成果と考えております。組織におきましては、限られた人的資源をいかに有効に活用し、行政課題を解決していく体制づくりを行うということが常に重要な課題でございます。また、前回の機構改革から1年半ではございますけれども、職員を増員しない中で行政を効率的に運営してまいりますためには、いま一度組織のコンパクト化、大きくくりを行う必要があると考えております。

今回の行政機構の改革につきましては、さまざまな行政課題でありますとか、あるいはマニフェストの早期実現に向けまして、より一層簡素で効率的な行政運営ができるように検討を行い、平成21年4月1日に実施するものでございます。

なお、災害に対応いたします部署につきましては、事務分掌条例並びに職務執行規則に規定しておりますとおり、消防及び防災を総務部協働のまち推進課で担当をいたします。

人員配置に関しましては、毎年各課のヒアリングや職員の異動希望調書を考慮しながら適正に実施をしております。また、本年度におきましては、現在取り組んでおります事務事業の達成に必要な人員を把握いたしますために、また来年度の職員採用に向けての基礎調査を兼ねまして事務量調査を実施するなど、職員数の適正化に努めてきているところでございます。

市保健師につきましては、育児休業中の職員1名を除きまして、保健センターには係長職を含めまして4名、高齢者支援課には1名、合計5名を配置をいたしております。また、嘱託保健師を育児休業等の代替として保健センターには2名、高齢者支援課に介護支援専門員として2名、国保年金課に医療費適正化特別対策事業として2名の合計で6名、総計いたしますと11名体制で地域保健事業を推進しているところでございます。今後、メタボリックシンドロームなどの健康対策として保健師の需要がますます高まっていくものと考えておりまして、適正な人員配置に努めてまいりたいと思っております。

次に、女性の登用率でございますけれども、正規の職員で男性が70.7%、女性29.3%、再任用、それから臨時、嘱託職員を含めると男性で52.2%、女性47.8%となっております。また、この間10年間の新規採用職員の比率を見ますと、ちょうど50%となっております。役職別に女性の登用率を見ますと、部長職はございません。課長職では保育所関係の技術職を含めて3名の11.8%、というふうなことでございます。係長職は11名の16.7%、役職以外では86名の36.4%となっております。また、外郭団体につきましては、事務取扱として配置して

いる職員が7名おりますけれども、そのうち女性2名で28.6%となっております。管理職の配置はいたしておりません。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 2 項目めの1 点目のほうから再質問をさせていただきます。

この事務分掌のほうを見させていただきましたけれども、例えばですね、協働のまち推進課、防災安全係ということに去年10月1日からなっていますが、それまでは総務課に消防防災係というのがありました。その見直しで協働のまちの推進課の防災安全係に変更になっておりますけれども、その中には安全については防犯専門員が1名おられると思います。しかし、防災のほうにはそういうふうな地域防災指導員とかという専門職がないということが1つと、昨日の清水議員と市長とのやりとりの中で、本当に危機管理について太宰府市は取り組んでおられるということは話わかりましたけれども、ある市の事務分掌の中の危機管理体制の整備に関することという中には、防災対策という課があって交通安全課があって生活安全課があって消費生活センターに分けられています。危機管理というものの中に防災対策というのを設けて、その防災の対策については2番の防災の総合調整に関することに入ってくると思いますけれども、防災というのが本当に幅広い、防災訓練及び防災会議、自主防災組織の指導や育成、本当に防災ということになりますと大変な仕事になってくるかと思しますので、私は危機管理の観点から、災害については防災は縦割り行政の弊害をなくすことが必要であって、立案とか事業実施ということは危機管理ではやっぱり横割りの組織が必要でないかと思ひます。

そこで、災害を防ぐために防火、防災の啓発や実地訓練、防災の資材整備とかを平常時にこういうふうなことをしておかなきゃいけないということで、防災安全係の事務分掌をもう一度見直していただきたいと思ひます。

それから、現在ですね、協働のまちの推進課は地域コミュニティ推進係と防災安全係の1課2係で、今度の新組織になりますと1課3係となるわけでございますので、本当に防災安全係長というのはやっぱり朝夕、土曜日も関係なく日曜日等24時間の体制で災害が発生したときには現地に出動されます。消防団と一緒にですね、されるんですけども、本当に今のままでいいんだろうかと思ひますので、人員配置の問題を含め、先ほど人員のほうも確保していきますということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。この事務分掌のほうでは、それを総合的に機能的である機構の見直しをしていただきまして、2項目めの1点目を終わらせていただきます。

2点目については保健師の採用で、去年から1名の欠員が出ていたということで、今回3名の保健師が入ったということで安心しておりますけれども、行政保健師というのはどういうふうな役割をしていくんだろうかというところから今回一般質問させていただきました。10月に環境厚生常任委員会にて長野県の佐久市に視察に参りました。佐久市の独特の保健補導員の取り組みがあり、行政のお手伝いをするだけではなく、自主的な組織活動を通じてまずはみずか

らの健康意識を高め、さらに地域に広め、地域ぐるみでの健康で明るい社会を築いていこうとするものです。平成19年度には715名の組織でこれまで2万3,000人の方が携わり、自分の健康は自分で守る意識が育てられました。そして、この佐久市には、保健師の人数が32名ということでお聞きしました。私、太宰府市は……。

(「時間がなくなるよ」と呼ぶ者あり)

○1番(原田久美子議員) はい。それで、保健師の対応をもう少し考えていかなければならないんじゃないかなと思いましたがここで質問させてもらいましたけれども、1名の追加があったということで、この2項目めの2点目も終わらせていただきます。

3点目についてなんですけれども、女性登用率につきましては先ほど市長が言われましたように29.3%というような数字がありましたので、少しは安心しておりますけれども、まだ30%に達していません。女性には出産、子育てで、産前・産後休暇とか育児休暇の取得があるので、それでロスした時間での仕事の経験不足というようなことから、女性は少し、実績と評価が男性のほうから見ればちょっと懸念されるようなところもございますけれども、太宰府市の女性の場合にはそういうふうなことはないと思いますので、今後30%の実現に向けてさらなる女性の採用をお願いして、この3点目についても終わらせていただきます。

次、お願いします。

○議長(不老光幸議員) 市長。

○市長(井上保廣) 次に、再任用の取り組みについてでございますけれども、この制度は年金制度の改革に伴いまして平成13年度からスタートした制度でございます。従来、60歳から支給されます年金が65歳まで段階的に停止されることになりましたので、その収入の目減り部分を就労するという形で補てんをする考え方になったものでございます。

任用に当たりましては、地方公務員法の規定に従いまして、従来の勤務実績等に基づきまして選考によりまして1年を超えない範囲内で任期を定めて任用するものとなっております。また、段階的には任期の更新ができるものとなっております。本年度は通算で4年間、平成22年度以降では通算5年間の任用が可能になります。また、職務につきましては、週5日勤務の常勤と週4日未満の短期勤務とがございまして、本市におきましては現在、週休3日勤務で本庁4名、保育所1名の合計5名を任用いたしております。

なお、来年度につきましては、現在のところ未定でございます。

以上です。

○議長(不老光幸議員) 1番原田久美子議員。

○1番(原田久美子議員) この制度につきましては、平成20年度の退職者の総数と再任用対象人数がわかれば教えていただきたいと思っております。

○議長(不老光幸議員) 総務部長。

○総務部長(石橋正直) 退職者が一般職で12名、それに勸奨が1名ですので13名ですかね。それから、技能職が4名、計の17名の退職が予定されております。

それから、再任用の関係ですが、既に再任用のヒアリング、本人の希望をとっておりますが、数名は再任を受けないということで、ほとんどの職員が保留という形になっております。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） ポイントだけを質問させていただきます。

団塊の世代と言われる人たちが、この制度の対象となり、今後大量の退職者が出ると思えますけれども、基本的に再任用については本人の希望は尊重するという事で理解してよろしいでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 本人の希望を尊重することには変わりはありませんが、大原則がございまして、気力、それから体の体調ですね、そういうものが万全であるということが前提になっておりますので、本人の希望に沿えない場合もあるということがございます。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 私の今の理解でいいとすれば、その先の保障のためにも本条例の趣旨に沿って再任用をしている者や再任用でない者につきましては、その取り扱いについては平等であるべきだと私は思います。来年の再任用予定者の数はこの前17名ほどと言われましたので、17名ぐらいの方が今度退職されたときに果たしてできるかどうかの心配をしております。年金の受給までのつなぎのための基本であるということを理解して、私の一般質問にかえさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員の一般質問は終わりました。

次に、11番安部啓治議員の一般質問を許可します。

〔11番 安部啓治議員 登壇〕

○11 番（安部啓治議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従いまして始めさせていただきます。

昨年、環境省が「一村一品・知恵の環づくり」事業をスタートさせました。これは、企業や地域ぐるみで取り組む地球温暖化防止対策のアイデアを募集したもので、県レベルで市町村ごとの品評会を実施し、全国大会も予定されておりました。本市でも割りばし回収など地道な活動がなされておりますが、これらも応募に値するのではないかと考えております。

さて、環境問題が大きく取りざたされる今日、本市ではナショナルトラスト運動としての多額の予算を使って大佐野ダム周辺域の山林を環境保全林として購入しているわけですが、購入後の管理状況についてお伺いします。

かつては間伐や下刈りによって状態が保てたのですが、材木の長引く廉価、人件費の高騰によって本当に山が荒廃してきております。ご存じのように、山は命の水をつくり、川をはぐくみ、海の恵みを与えてくれる重要な役割を持っております。ましてや、ダムにおける水質保全のための事業であれば、なおさらこの公有地の管理を大切に考えるべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、これまでも市としてエコオフィス対策を実施してこられました。市庁舎はもとより体育館、学童保育所等々公共施設の屋根や外壁、駐車場やプールサイド等の表面に対して非常に遮熱に有効な太陽熱高反射塗料というものがあるそうです。原価は5割程度高いそうですが、日射反射率が通常の塗料よりも50%程度大きく、データによりますと屋根の裏面温度を15度から20度程度低減する効果があるというもので、室内の空調コスト削減になり、今後期待されているそうです。今後の改修時に利用されることはできないか伺います。

次に、太宰府ブランドの開発と援助について伺います。

皆さんはみかん de パンという名前を聞いたことがあるでしょうか。福岡農業高校食品科学科の生徒さんたちが県産ミカンを使って開発され、今ローソンで売られております。今回は大宰府政庁跡の梅を使って梅納豆、梅ソース、梅酢みそをつくれ、今年の農業祭でアンケート調査を実施したとか、報告に訪れたとき市長がこれは売れると太鼓判を押したそうです。

今、市内には献上岩塩や幸府うどん、そうめん、梅酒など、これまで官民でオリジナルブランドの開発を手がけてきたわけですが、今後これらの販売や販路の拡大、さらなる新商品の開発に対して市として何をすべきなのか、してあげることができるのか考えを伺います。

次に、11月20日に運行を開始されたマミーズ・まほろば号についてであります。まずもってかねて懸案であった東観世地区に1企業の協力で高齢者の外出支援がなされたことに敬意を表します。しかしながら、市として補正予算認定以前の事業開始については、それほどの緊急性があったのか疑問が残ります。また、今後仮に他の企業から同様の申し入れがあった場合はどのように対応されるのか。自治体としての公平性について、例えば独占禁止法などに抵触のおそれはないのか、あわせて伺います。

運行許可の関係から利用料は無料とのことですが、市民はまほろば号の名がつく以上、従来のバスと比較するわけで、相応額を寄附していただき車内販売に協力していただき、何らかの方策が考えられないか。また、今後の利用状況によっては廃止もあり得るのか。また、この方式による梅ヶ丘、高雄地区や高齢化率の高い湯ノ谷地区などへの乗り入れは考えていかれるのかどうか伺います。

再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） ご質問の環境対策について、1点目の緑地公有化事業ほか事業地の保全につきましては、大佐野ダム上流緑地保護地区の公有化を平成7年度から年次計画に基づきまして継続的に公有化を実施しているところでございます。公有化面積につきましては、平成19年度末で279,744㎡となっております。現在、公有化を進めております地域の保全、管理につきましては、大佐野ダム水源涵養林としての役目を持っておりますけれども、重要なことだと思っております。今後は、森林の調査を行いながら必要に応じまして間伐を行うなど、維持管理等の方策を検討してまいりたいと思っております。

2点目の市の公共施設の改修時に遮熱に有効な太陽熱高反射塗料を利用できないかというご

質問でございますけれども、太宰府市の環境保全実行計画に沿いましてエネルギーの使用の削減に取り組んでおるところでございます。この計画の中の建築物の建設あるいは管理に当たっての配慮事項の中に、エネルギー効果を高める素材の使用を明記をいたしております。市が率先して計画に沿った取り組みを行うことが、市民あるいは事業者に低炭素社会づくり参加への大きな啓発につながるものと考えておりますので、今後の参考とさせていただきたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 11番安部啓治議員。

○11番（安部啓治議員） 先ほど前段で言いましたストップ温暖化の「一村一品」大作戦でございますが、これ県単位で福岡県では減CO₂（げんこつ）自慢大作戦2008と銘打ってですね、ちなみに今年の最優秀賞は北九州市若松区の楽しい株式会社が受賞されて、全国大会に行くようでございます。

最近、斉藤環境大臣にお会いする機会がございまして、大臣としては今、日本の山が非常に荒廃していると、それで今後、山林の保全に尽くしたい旨のお話がありまして、そのとき例題でございますね、あるデパートが全社員が出すCO₂の相当量を削減するために、四国の山林の所有者と契約しましてその分を、デパートなんですけど、負担するということですね、大変その政策が高く評価されまして、デパートの売り上げが非常に向上したという話しされておりましたけど、このような手法を高く評価しておられました。

それで、大佐野ダム上流のその森林でございますけど、このように今後、企業へのスポンサーの協力要請とか募集についての考え、あるいはですね、間伐の計画とか先ほどおっしゃいましたけども、金をかけるんじゃないんですね、市民が協働事業として何かアイデアを募集しまして、例えば県民の森でやられているんですが、木工体験とか炭づくり、自然のつるがございましてからつる細工などを生かした里山保全を考えていくことはできないのか。それで、間伐材あたりを利用してですね、そういうことをすることによって、大きな木も当然幾分は切っていくかやあいかなでしょうけど、ほとんどがあそこは人工林なんですよね、杉、ヒノキの。これはもう涵養林としては効果が薄いわけで、保水力の問題ですね、年数はかかるでしょうけど、逐次広葉樹の植樹とかで保水力の高い樹木に切りかえていくと、そういうことを視野に入れてはどうかと思っております。仙台のほうでは、仙台市ですか、100年の森づくり運動のほか、ネットで見ましたけど、各地でフォレストガーディアン制度、いわゆる山を守る運動が展開されている昨今でございますが、この点についての考えを伺います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 最近の事例で申し上げますと、11月だったと思います、私のホームページを見ていただいたらおわかりだと思いますが、宝満登山を愛好する会の皆さん方あるいはその飲料会社の方でございました。あるいは、民放も活用して報道されましたけれども、150本の植林をしていただいております。そういった形の中で今、安部啓治議員がおっしゃってますように、民間の力等々をかりながら、それと一緒にこの山を守っていくというふうなこと等

を実施していくのは大事なことだというふうに思っております。後世にすばらしい環境を築いていく上においても、このことについては心して私ども対策を講じていく必要があるというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 11番安部啓治議員。

○11番（安部啓治議員） 大佐野ダム周辺には私、2度しか行ったことないんですけど、池の周りに桜が植えられてですね、空気もおいしいですしね、非常にいい環境だなあと思っております。それで、あそこ周辺をですね、余り金かける必要ありませんから、大人と子供がですね、遊べる場所としてですね、もちろん水源ですから水源を汚すようなことはできませんけども、大人と子供と一緒に山の中に入ってですね、木を切ったりして遊べるような場所としての価値観があると思うんですよ。それこそもう市長がおっしゃられるように、宝の山に見えるわけですよ。ぜひそういう方向で考えていただきますようお願いしまして、次の2点目をお願いします。

○議長（不老光幸議員） 2項目めの答弁をお願いします。

市長。

○市長（井上保廣） ご質問の太宰府ブランドの開発と援助につきましては、これまでに市や観光協会等が直接的あるいは間接的にかかわって開発をし、そして現在も販売しているものとしたしましては、太宰府献上岩塩と梅酒、東風の梅あるいは宰府うどんがございます。これ以外には、福岡農業高等学校の生徒の皆さん方が平成19年度から太宰府の梅を使用して納豆や、あるいはソースあるいは酢みそ等の開発、商品化に取り組んでいただいております。私もこれらの商品を試食させていただきましたけれども、味はもちろんでございますけれども、ネーミングもユニークで、高校生の柔軟な発想に感心したところでございます。

行政といたしましても、新たな太宰府ブランドの一つとして育つことを願っているわけでございます。販売ルートの確立でありますとか、あるいは販売場所の確保等に側面から協力していきたいと、このように考えております。また、商工会でありますとか、あるいは観光協会、JA筑紫等関係機関と連携をして、日本に誇れる太宰府ブランド品の確立に向けましてバックアップしていく所存でございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 11番安部啓治議員。

○11番（安部啓治議員） 今は選挙前ですから、前武雄市長が機構改革のときにですね、役人よセールスマンたれと言われまして、武雄ブランドを売り込むための営業部が新設されたと聞いております。我が市でも次々と新商品がお目見えしている昨今でございますが、物産展でのPRは当然でしょうが、これらの品を例えば市長や職員が他市に訪問するとき、我々も含めてですが、持参したことがあるかどうか。また、市民にも知ってもらいお遣い物に利用していただくなど、機会をつくっていく努力が必要ではなからうかと。また、新しいブランドを使った料理のコンクールの開催など企画してもおもしろいと思うのですが、この点についてはいかがで

しょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） まず、姉妹都市、友好都市の多賀城市等に本市の物産等々特産品の交流とい
いましょうか交換会も行っております。あるいは、市長会を初めとしていろんな会合等がござ
います。そういったところにつきましても特産品を持ち寄るというふうな、そういった風潮も
ございます。そういった際においても積極的にここは持ち込んで、そして宣伝をしたいという
に思っております。それから、今現在行っておりますのは、市としてのお客様がありましたと
きには、お土産として今の特産品をお渡しをしておるところでございます。そういった中で、
今できることから私どものブランド商品としてでき上がっております商品を手交しておるよ
うな状況です。

○議長（不老光幸議員） 11番安部啓治議員。

○11番（安部啓治議員） いろんな機会を利用してですね、最大限利用されまして、せっかく皆
さんが努力してつくられた商品でございますから、今後とも企業との橋渡しとかそういう部分
でも市でできる援助を最大限努力していただきたいと思えます。その点をお願いしまして、次
のマミーズ号についてお願いします。

○議長（不老光幸議員） 3項目。

市長。

○市長（井上保廣） 今回のマミーズ買い物バスは、コミュニティバスまほろば号の運行目的で
ございます公共施設を結ぶ市民の交通手段と合致いたしますことから、その運行について市とし
て側面から支援をいたすこととしたものでございます。運行開始につきましては、買い物バス
としての性格から、年末を控え一日も早い運行をマミーズが決定されたこと、それから地元
の方々の要望が非常に早くというふうな要望等もありましたことから、11月19日となったもの
でございます。

次に、公平性についてでございますけれども、マミーズ1社に限って運行しているものでは
ないことから、法への抵触はないと考えております。

また、バス運行経費を利用者に求めることにつきましては、道路運送法の関係もあり、困難
であるというふうな報告を受けております。

次に、利用条件、継続性等についてでございますが、運行開始されたわけですから、今後と
も永続的に運行できるように努力していただくことはもちろん、地域の皆様方にも大いに利用
していただきたいと思っております。今回のケースは、今後、地域交通手段のモデルとなる
というふうに考えております。まほろば号同様、地域で育てていただきますようお願いしたい
と思っております。

また、他の地域におきましては、その時点でその市の目的に照らし、判断してきたいという
に思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 11番安部啓治議員。

○11番（安部啓治議員） この点については、所管の委員会で十分審議されたと思っております。ただ、ちょっと気になりましたのがですね、いきいき情報センターの保健センター側が待機駐車場になるということで、健診があったときにですね、邪魔になるのではないかという危惧がございますので、そのときの対応を考えておられるなら説明を下さい。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） いきいき情報センターでの発着関係ですが、基本的には今お話しした保健センター出入り口側を発着の場所というふうにしております。ただ、保健センターの事業関係から7の日、マミーズが売り出しをされとおると。駐車場が使えないときにつきましては、反対側ですね、太宰府中学校側、そちらのほうに臨時的に発着をするようにいたしております。そのときは、利用者の方に直接バスの中、それからそのほかのときで連絡をして、間違いがないようにということでマミーズのほうは対応してあるというふうなことで聞いております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 11番安部啓治議員。

○11番（安部啓治議員） 先ほど長谷川議員のまほろば号、高雄方面の質問の中にもございましたけど、梅ヶ丘、湯ノ谷とか市内ほかにも狭くてまほろば号が通れないところがあるわけがございますけど、この東観世のマミーズ・まほろば号が成功していただいでですね、より細かな市民サービスができるよう将来的にですね、運行されることを希望しております。

最後に、マミーズ号について、まほろば号全体の運行経費削減のため、ぜひ永続的にですね、運行していただいで、今後さらに路線が拡大されますよう推移を見守りたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 11番安部啓治議員の一般質問は終わりました。

次に、7番橋本健議員の一般質問を許可します。

〔7番 橋本健議員 登壇〕

○7番（橋本 健議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告書記載の2項目について質問させていただきます。

1項目め、環境の浄化推進についての質問です。

一口に環境と申しましても、大気や水質、土地、資源、植物、動物、人などにかかわる周りの状況といったように、その言葉の範囲は幅広く、今回は実行すれば可能である身近な地域環境の浄化についてお尋ねしていきたいと存じます。

総合計画後期基本計画の中に、本市の自然や歴史、文化などの地域特性を生かし、人と自然との共生を基本とした良好な環境を築くために、市民、事業者、行政などが一体となって地域美化活動などの環境保全活動に努めるとともに、普及啓発に向けた取り組みを実施していきますと環境保全の目標が述べられております。

さて、我が国で初めての景観についての総合的な法律であります景観法が平成16年6月に公布されましたが、本市も準備を進められ、平成20年5月に景観行政団体に認定されました。目下、景観法に基づく条例の手直しや整備、また景観計画の策定に奔走されていることと存じます。

先月、建設経済常任委員会では、担当課の職員、事務局も含め9名で先進地であります福井、宇治、長岡京の3市の景観行政団体としての取り組みについて勉強してまいりました。詳細につきましては報告書をお読みいただければと思いますが、いずれも地域の風土を生かしたすばらしい景観計画と景観条例ができておりました。景観に配慮した住環境の整備のために、届け出行為が必要となる建築物、工作物、屋外広告などの制限、それに色彩基準などが盛り込まれておりましたが、市民や事業所の方々にいかに周知し、理解と協力を得て市民と行政との協働によるまちづくりが実現できるか、本市ならではの独自のアイデアと工夫が必要であるということを感じてまいりました。啓発に関しましては、福井市の景観賞といった表彰制度や長岡京市の景観の魅力を発見し、観光客誘導をねらいとして全国へ発信された景観百選といった景観写真コンテストなどの取り組みによる活動が印象的でした。しかし、これだけの取り組みだけでは十分とは言えず、3市とも普及啓発が最も重要な課題であると感じた次第です。

本市は、全市民や事業所の方々へさらに深く普及浸透させるため、ボランティア団体との連携が不可欠でありますし、ぜひこの点を考慮いただきますようお願いしておきます。「歴史とみどり豊かな文化のまち」太宰府らしい景観を目指すのであれば、まず足元を見詰め、身近な地域における環境美化、すなわち環境浄化を実践することが景観づくりの第一歩ではないでしょうか。

そこで、次の3点について質問させていただきます。

1点目、不法投棄は河川、空き地、山林などの美観を損ない、自然環境の破壊につながります。行政泣かせの本市の現状と課題についてお聞かせください。

2点目、毎週月曜の朝、火曜の夜、土曜の夕方のパトロール中、乗り捨てた自転車を見かけ、憤りを感じております。防犯上にも問題がありますが、行政、学校、警察との連携協力はどのように実施されているのでしょうか。

3点目、たばこや空き缶、ペットボトルなどのポイ捨て、また犬のふんの放置が目立ちますが、清潔なまちづくりとしてマナーアップの意識の向上を図り、積極的な啓発を再度徹底していただきたいのですが、いかがでしょうか。

次に、2項目めの自治会組織への移行について質問いたします。

50年続いた区長制度から自治会組織への早急な移行は、混乱を招くことは言うまでもありません。区長職を解くことは、これまで築き上げてきた市と行政区との信頼関係を損ない、意欲低下につながります。先進地に追随せず、もう少し時間をかけるべきではないかと考えますが、市長の見解をお聞かせください。

以上、2項目につきまして件名ごとのご答弁をお願いいたします。

再質問は自席にてさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 1点目の不法投棄の現状につきましては、私も毎日とまでではございませんが、本市の防犯パトロール専門員の報告を受ける中でその多さに驚きと怒りを強く感じておりまして、有効な対策を講じるよう関係課に指示をしておるところでございます。今年度、不法投棄防止の監視カメラを2基設置することにいたしております。

現状と課題につきましては、後ほど部長のほうから回答をさせたいと思います。

2点目の放置自転車、バイクの対策について回答いたします。

市内におきまして、道路に限らず至るところに乗り捨てだけではなく、放置自転車等が見受けられます。このことは、歩行者あるいは障害者にとりまして通行に障害となるだけではなく、環境面からいたしましても好ましいものではございません。このために、放置自転車につきましては、太宰府市自転車の放置防止に関する条例に基づきまして処理をいたしております。市民からの通報及び職員によります巡回によりまして、明らかに放置と思われる自転車につきましては警告書を取りつけ、一定期間経過後、撤去、保管を行っております。このようなことから、盗難防止のためのかぎの二重施錠でありますとか、あるいは防犯登録の推進、あるいは駐輪場の利用など防犯でありますとか交通マナー等の問題を含め、今後行政あるいは学校、警察との連携もより重要なものになると考えております。

3点目につきましてご回答申し上げます。

生活環境を阻害いたします容器包装物やたばこの吸い殻などのポイ捨て、犬のふんの放置は、ご指摘のとおり美しい美観づくりの観点からも大きな課題となるものでございます。これらの行為につきましては、既に法律でありますとかあるいは条例で規制されておりました、飼い主の方々でありますとか喫煙者の意識変革をいかに求めていくかにかかっていると思っております。市民の皆様方がそれぞれの地域で取り組まれておられる地域美化推進の活動と活動の中での会話から地域での啓発が歩み出し、そして効果を上げるものと期待するものでございます。市といたしましても、美しく清潔で快適な環境のまちづくりの視点に立ちまして、啓発の効果を図りながら有効な方策を実施してまいりたいと、このように思っております。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） 不法投棄の現状といたしましては、投棄場所は四王寺林道、高速道路の側道、北谷ダムへの道沿いなどに多発をしております。市民からの通報、防犯専門員の巡視、市職員による巡回、さらに県によります産廃処理重点巡回監視などの報告で、平成19年度の実態は、処理件数52件、回収量は可燃物1,620kg、不燃物7,300kg、家電4品目ではテレビ17台、冷蔵庫7台、洗濯機2台、エアコン1台となっております。

課題といたしましては、不法投棄行為に対しては廃棄物処理法で5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金が科せられる重い量刑が規定されておりますが、人目をはばかり瞬時に事を終えておるようで、投棄行為中に職員等が遭遇した事案はここ数年ございません。また、

投棄物から投棄者につながる痕跡はまれでございますが、情報がとれたものにつきましては筑紫野警察署にも通報しまして捜査していただいております。警察のほうでも鋭意努力いたしておりますが、なかなか不法投棄者を特定するまでには至らないのが実情でございます。

なお、不法投棄防止策の一つといたしまして、職員の手づくりで鳥居を作製しまして、近々投棄多発地に設置することにしております。効果が上がることを祈念しておる次第でございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） ここで14時15分まで休憩します。

休憩 午後1時58分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時15分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 済いません、最初にお断りしておきますけど、質問がたくさんありますね、自分の頭の中でも整理して、ちょっとこう省略できるものは省略していきますけれど、ご答弁をですね、簡潔にひとつよろしく願います。

先ほど現状課題について述べていただきました。不法投棄につきましてはですね、撤去しては捨てられるといったイタチごっこで、非常に回収には苦勞されているのではないかと感じております。投棄物の内容とですね、先ほど市内の四王寺近辺、あるいは高速の高架下とか、それから北谷ダムですか、こういったところに投棄されるというご答弁がありましたけれども、あと年度年度で投棄場所も変わってくると思いますが、大体何カ所あるのかですね、投棄物の内容と、あと市内全域、もうちょっとほかに補足がありましたら、教えてください。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） 不法投棄がよく見られる場所といたしましてはですね、高速道路側道、これがですね、向佐野が3カ所、国分が2カ所、吉松1カ所、水城2カ所という箇所数になっておるようでございます。あと四王寺林道、先ほど申し上げました四王寺林道が箇所数としましては10カ所を超えるぐらいのところが見受けられます。それから、内山・北谷線というところが、道路がありますが、それで5カ所、それから北谷ダム管理用道路として3カ所という形で、ほかにはですね、北谷、内山、高雄地区の山沿いの道路など、いわゆる広いエリアにまたがっておるようでございます。

また、捨てられるものにつきましては、そこそこいろいろございますので、場所としましてはそういう形になっております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） ええ、多いですね、やっぱり。かなりありますね、投棄場所。その大体

の回収費用ですけれども、平成18年度からですね、今年3カ年までの年度ごとの状況を教えてくださいませんか。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） 回収費用といたしましてはですね、平成18年度34万8,855円、平成19年度13万3,770円、平成20年度は10月分まで4万5,360円となっております。これはですね、環境課の職員がですね、しっかり汗をかいている結果として、安い回収費用となっております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 一応3カ年で増えているか、減っているか、その費用について推移をちょっと見たかったもので質問させていただきました。職員の方もですね、一生懸命努力されているということで、減っているようです。

不法投棄はですね、やはり全国の自治体で非常に悩みの種と申しますかね、その対策には大変苦労されているようです。いろんな対策という、防止策というのがあると思います。回収費プラスですね、廃棄費用の経費と労力を考えた場合とですね、監視カメラの設置、しかもその監視カメラは犯人逮捕につながる基地局への映像配信といった設備投資の費用対効果を考えた場合に、将来に向けた対策としては、思い切った、後者の選択のほうが賢明だと、私は思いますけれども、こういったものも検討されてはいかがかなと思っておりますが。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） 言われておりますように、監視カメラという部分は非常に有効だというふうに思っております。先ほど市長の答弁の中にもありましたが、今年度でですね、早い時期に2基設置を予定しております、来年度以降も計画的に設置をしながら、そういう体制づくりを進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 2基設置ということですが、疑似カメラとですね、本物の監視カメラとあると思うんですが、まあその辺はいいです。それはいいとしましてですね、いろんな方策としても、あとはですね、人海戦術といいますかね、新たな対策としてボランティア監視員を募集するとか、こういった方法もあるのではないかなと思っておりますが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） この不法投棄はですね、大体夜中に、人や車がほとんど来ない場所に、車にですね、複数の人が乗りまして、さっと捨てて、さっと行くという形で、そういう形での投棄がされておるようでございます。それで、かつてですね、平成12年度、平成14年度、平成15年度に不法監視パトロールということで、午後6時から深夜2時に実施いたしました。

不法投棄の早期発見や抑止には効果があったと思いますが、投棄行為中に遭遇したことはなく、不法投棄の絶滅がいかに困難かということを痛感した次第でございます。とはいいまして、市民の皆様からの不法投棄目撃情報は大きな力となりますので、ご協力を求めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） この不法投棄の件につきましてはですね、最後の質問になりますけれども、今史跡地として買い上げられました水城3号線の側道沿いですか、ここにはまだ投棄されたタイヤとかですね、それから布団、テレビ、もろもろの、あとごみ、こういったものが散乱しておりまして、回収されておられません。このままの状態にしておきますとですね、やはりすきを見せるといいますか、便乗した投棄者が出てくるのではなかろうかというふうに思っております。景観上も非常に問題があるということで、いつ、これを撤去し清掃されるのか、その回収予定日をお聞かせいただけませんか。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） こういう不法投棄物、いわゆるごみはですね、ごみはごみを呼ぶという形でございまして、一日でも早く撤去をすべきだというふうには思っております。ご指摘の場所の不法投棄物の撤去でございますが、もう既に9月から、文化財課の職員が業務の合間に回収をしてくれておりまして、かなり回収をしております。今年度末までには完了させることといたしております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） できるだけ早急に、よろしく願いいたします。

不法投棄の防止策につきましてはですね、先ほども申しましたように、監視カメラはもちろん、常習場所への警告看板の設置とかですね、それから郵便配達員やタクシー運転手などによる情報提供、それから警備会社による夜間パトロール、あと警察機関との連携など、他の自治体の効果的な防止策を研究していただきますとともに、不法投棄されない環境づくり、こういったものに努力をしていただきますようお願いしておきます。

次にですね、放置自転車、バイクの対策ですけれども、主に自転車について、自転車を中心にして質問させていただきます。

放置自転車につきましてはですね、スリーパターンの理由があるそうです。駅前の駐車場の使用料を払いたくない。それから、電車通学でおりの先の学校近くに置きっ放しにしておく。3点目は、盗難に遭った自転車、要するに乗り捨てられた自転車ですね、これについて質問させていただきますけれども、ここ3年間、本市の放置自転車の回収台数と費用、この点、教えていただけませんか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 放置自転車でございますが、過去3年間、本年度を入れまして平成18年度、平成19年度、平成20年度の、途中になると思いますが、平成18年度は122台、これは8月から3月までということで、それ以前の等集計が出ておりませんので、ここは半年間程度です。平成19年度は1年間ですが、246台、平成20年度、12月10日現在になります、129台というふうになっております。

台数はこういうことですが、費用につきましては、職員がその都度回収をいたしておりますので、費用はかかってないという状況です。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 確認ですけれどもね、お尋ねしたいんですが、盗難自転車を発見した場合の処理方法。これ防犯登録がしてある場合は、最寄りの交番か筑紫野署に連絡を入れて持ち主を検索していただくと。警察から本人へ連絡があって、本人がとりに行くという方法と、それから防犯登録がない場合ですね、1週間そのまま様子を見て、また放置してある場合は、市の建設課のほうに連絡を入れて回収していただくということでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 担当は建設課でもなく、建設課で道路を中心に放置自転車を対象として回収しております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） つい最近まで、私、環境課に連絡を入れておりましたけど、ちょっとこれは間違いであったということですが、この不法投棄発見のですね、連絡方法と盗難放置自転車の処理の仕方について、もしできましたら、市の広報とかですね、ホームページでぜひ周知を図っていただきたいと思っておりますけれども、これは可能でしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 今の分につきましては、広報、ホームページを活用して呼びかける、啓発を行うということはいたいというふう考えております。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） ぜひよろしく願いしておきます。

私も、パトロールを週3日ほどやっとならしては、パトロール中にですね、放置自転車14台、今年に入ってちょっと処理しております。その14台のうちの不法投棄された分が6台含まれておりますけれども、やはり自転車があるとですね、もう無性にこう腹が立ってくるんですね。これは私だけでなく、他の行政区でもいらっしゃると思います。何の罪悪感もなく、足がわりに簡単に人のものを拝借して自宅近辺や目的地に乗り捨てていく。この感覚がもう全く理解はできません。自転車やバイクを盗むという、こういう初期的な犯罪からですね、スーパーやコンビニ、あるいはビデオレンタルや書店、こういった万引きに走る、それから街頭での

ひったくりといった犯罪に次第にエスカレートしていくという危険性があります。

ここで、私、筑紫野署に行きまして、ちょっと取材させていただいたときにいただいた資料があるんですけども、ここで先ほど市長が申されました自転車ツーロック運動、これが今展開されております。筑紫野署管内のですね、刑法犯で検挙された少年が600人いるんです。これは県下1位だそうできて、このうちの半分がですね、自転車盗なんです。その自転車盗の中の検挙された少年、これの70%が中学生、高校生なんです。ここにちょっと私は、今回取り上げたのはここをちょっともう少しですね、何とか中学生に正しい導きができないかどうか、早いうちに芽を摘む、エスカレートしないようにですね。先ほど申しました万引きとかひったくりとか、こういった犯罪に結びつかないようにしていきたい。そういうお願いもありましてですね、今回こう取り上げさせていただきましたけども、これは自転車の安全利用宣言ということで、ステッカーを張って、これが警察が中心になって活動を推進されているということですね、自転車のこの安全利用宣言を警察だけに頼るのではなくて、行政も積極的にかかわっていただきまして、中学校、あるいは高等学校への参加呼びかけ、こういう自転車ツーロック運動で青少年を軌道修正していただきたいと思っておりますけれども、この点についてのご回答をお願いします。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 実はその件につきまして、今年の5月に筑紫野署の担当課長のほうから依頼がありました。つまり盗難防止策も含めた交通ルール、マナーの育成、指導という形の依頼がありましたので、5月の校長会のほうに教育長から、こういう防止策も含めたルール、マナーの講習会をしたいということをお願いをされました。早速、一つの事例なんですけども、今年の6月23日に太宰府中学校におきましては、筑紫野署の交通課長さんがお見えになりまして、全生徒を集めまして講話をいただきました。つまり、先ほど言いましたツーロックをすること、あるいは自転車による交通ルール、マナー等々を含めたお話をしていただきまして、その後に校長と生徒会長の連名で宣誓書を読み上げまして、それぞれ生徒が同じルールの中で自転車通学、あるいはツーロック運動をしようということを実施いたしました。これからも、さらに機会あるごとに、こうした一つの事業を展開、取り組みをしていきたいというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 大変いい取り組みだと思っております。ぜひですね、行政としても力を入れていただきまして、少年犯罪に歯どめをかけるという努力をしていただきますよう、お願いをしておきます。

3つ目に移らせていただきます。

ポイ捨て禁止の啓発ですけども、美しい町、清潔な町をつくるということで、今回ですね、たばこ、空き缶、ペットボトルのポイ捨て、あるいは犬のふんの放置、これはもうどの行政区でもあろうかと思っております。非常に悩んでらっしゃる行政区もあるかと思っております

が、まず犬のふんの放置には本当に辟易しております、ある日突然ですね、やはり大きなふんをぼんと玄関、あるいは家の近くにね、されているということがありますけれども、他の行政区でですね、もし効果的な取り組みといたしますかね、何かこう対策として妙案があるようでしたら、その辺教えていただきたいんですけども、ございますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） ご指摘のようにですね、犬の、問題は飼い主の問題でございます、飼い主がやっぱり犬を飼うということはどういうことかということですね、一応ここはということで、看板等々は出したりはしておりますが、その看板の前でそんな出すと。ほんで、何か同じところに繰り返し繰り返し何かこうやるような部分もありますんでですね、そういうことではもう少し啓発をやらないかなというふうに思いますが、これはいわゆるモラルの問題でございます、なかなか議員おっしゃるような妙案というような部分は、私はないと思いますが、粘り強く、そういうふうな飼い主の責任において処理をするんだということ強く啓発を進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 私ども本当にですね、市からいただいたその看板ポスターですか、これを掲げてもやはりされると。もうどこでも一緒だと思うんですがね、もし何かいい対策がございましたら、また情報をいただきたいというふうに思っております。

次に、たばこですけどね、たばこを吸う人が大変もう、私も吸いますけれども、肩身が狭くなります。毎週月曜、火曜、パトロールしながらですね、ごみ拾いをしているわけですね。その中で一番多いのが、たばこの吸い殻なんです。通り沿い、特に住宅地はもう大分ですね、放送パトロールで呼びかけておりますので、大分少くはなってきましたけれども、やはりメイン通り、こういった横のほうにですね、非常にたまっているということです。

東京都千代田区に次いで、福岡市では2万円以下の罰金つき歩きたばこ禁止条例ができております。市内全域で歩きたばこをしないことと、屋外で喫煙する場合には、吸い殻入れを携帯するといったマナー向上を求め、ペットのふんなども定めた、人に優しく安全で快適なまち福岡をつくる条例、これが制定されております。これに倣いですね、たばこのポイ捨て禁止条例をつくる自治体も52ほど、52自治体になっております。

太宰府は観光都市でありますよね、730万人の観光客がお見えになりますけれども、こういった人込みの中での接触とかですね、それから清潔な参道づくり、また各行政区内でのマナーアップのためにも、本市もその罰則つきの歩きたばこ禁止条例を、その取り組みを考えてみてはいかかかなと思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） 私も、その福岡市の条例は承知をしておりますが、昨日もご回答申し上げましたが、まずはそういうふうな意識、モラルの向上をどう図っていくのかというのが

大きな課題だというふうに思っております。私どもが先ほど出ております観光客といいますか、年末年始におきましては、太宰府天満宮周辺の歩道でありますとか、西鉄太宰府駅に歩きたばこはやめましょうという啓発看板を作製して設置しております、観光客向けにですね。いずれにいたしましても、こうした部分は、さきの犬のふんも同じでございますけれども、吸われる方が、やっぱりそういうふうないわゆる捨てられないような場に、いつも美しい町をみんなで作っていくことが、ひいてはそうしたことの行為は減っていく、あるいはなくなっていくのではないかなというふうに思っております。法で規制も一つの方法でしょうけれども、私どもはそうした、太宰府市民はそこまでしなくても、モラルは向上していくんだというふうに思っておりますので、もうしばらく推移を見させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） もうしばらく待たせていただきます、じゃあ。

それですね、お願いですけれどもね、太宰府市環境基本条例の第3条の2にですね、市は良好な環境の保全及び創造に関する市民意識の啓発に努めなければならないとあります。この条例を生かすためにもですね、具体的な表示のですね、たばこポイ捨て禁止という、大きな看板設置か、あるいは現行の犬のふんの看板ポスターぐらいの大きさでも結構です。景観法にも連動した身近な環境浄化として、見た人がすぐわかるダイレクトな表現、「たばこポイ捨ての禁止」、こういった文字でアピールしてですね、44行政区はもちろん、市内の事業所などにも啓発、意識向上を図っていただきたいと思っておりますが、その看板をぜひですね、見てわかる看板、もうとにかく具体的にたばこ禁止だよということをですね、通っている人が見てわかるような看板をですね、ひとつ考えていただきたいと思っておりますが、どんなでしょうかね。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） この看板の設置につきましてはですね、いわゆる看板を設置しますコストですね、コスト、あるいはメリット、それからそういうふうな看板が最も有効なのかどうかというのはしばし検討する必要があるのかなというふうに思っております、まずは先ほど言っておりますように、市民の啓発を最優先させていただいて、そして今ご提案の部分につきましては、今後の検討課題という形にさせていただければというふうに思ってます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） ぜひ私、たばこの吸い殻、本当に多いんですよ。ですから、これだけの看板を掲げるだけでもちょっと違ってくるんじゃないかなと思ったもんですからね、ぜひ実現していただきますように、くれぐれもよろしく願いしときます。

じゃあ、2項目め、お願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 2項目め、お願いいたします。

市長。

○市長（井上保廣） 区長制度につきましては、規程の中で、行政区に区長を置くことになっておりまして、区から推薦に基づきまして、市長が非常勤特別職公務員として委嘱を行っております。

区長の業務につきましては、かつては非常に多うございました。住民異動に伴います届け出の事前確認、居住者台帳の整備、住民異動届整理、無職無収入証明の副申、納税組合編成促進、集合徴収の会場設定、呼び集め、開発行為許可の副申、道路占用境界確認の副申、その他納税通知書の配付、選挙入場券の配付、選挙公報の配布と、その他それ以上の業務内容がございましたけれども、本当に今日まで行政の補完的な役割として担っていただいております、大変な貢献をしていただいたところでございます。

また、このほかにも、これは当然としてありました地域住民との行政との大きなパイプ役ともなっております。本当に行政として果たす役割というふうなものが非常に多かったと思っております。

しかしながら、制度発足から現在まで、ただいま申し上げました区長の業務が、社会情勢の変化でありますとか、個人情報保護の観点から、委嘱業務の縮小を行い、現在では広報の配布、その他住民への連絡、周知徹底、そういったものが主なものになっております。そういった観点から、業務そのものを縮小してまいっております。

その反面、地域住民の代表者でございます自治会長の役割はますます増えてきておまして、地域社会に大いに貢献されておられます。このことから、地域コミュニティの推進には、自治活動の活性化が必要不可欠であることから、今後におきましては、地域住民の代表でございます自治会長として行政と手を携えながら、太宰府のまちづくりを進めていただきたいと、このように思っております。

今後とも、施政方針で申し上げますように、温かな目配りと市民力や、あるいは地域の力を引き出せるように、現場主義を徹底をし、私はもちろん、職員一人一人が市民の暮らしの現場に出向き、そして市民の皆様とともに語り、ともに考え、ともに行動するというプロセスを大切にしながら、市民の声を聞きながら、市政に反映できるように全力を傾注し、今以上の信頼関係を新たに築いてまいりたいと、このように思っております。

次に、先進地に追従せず、もう少し時間をかけるべきではないかというご質問でございますが、先進地に追従しているわけではございません。平成13年度からの第四次の総合計画の中に、既に戦略プロジェクトの一つに、地域コミュニティづくり推進プロジェクトを位置づけまして、現在まで自治会長でもあります区長さんと協議を重ねながら、平成18年度には地域コミュニティ協議会のモデル地域として太宰府南小学校区並びに太宰府西地域で準備会が設立をされまして、防犯、防災、あるいは福祉、文化といった取り組みが行われております。本年4月には、準備会設立に向けて全市的な取り組みとすべく、全44行政区から防犯委員を選出いただき、現在小学校区ごとに防犯会議も定期的開催をされ、区長、防犯委員合同でそれぞれ

の地域課題等について情報交換等が実施をされております。このように地域コミュニティにつきましては、段階的に今日まで計画的に推進をしてきたところでございます。

しかしながら、第四次の総合計画も、残すところ平成21年度、平成22年度の2カ年度となっております。現在平成23年度から10カ年計画の第五次総合計画策定に着手をしておるところでございます。

当然第五次総合計画におきましても、協働のまちづくり、地域コミュニティの推進は、今以上に太宰府のまちづくりの根幹をなすものに位置づけていきたいと、このように考えております。

その意味合いからも、来年度は4月1日を見直しの基準日とし、まずもって今あります行政区を自治会として位置づけて、現在の区長さんの校区での集まりを校区自治協議会といたしまして、また校区の代表区長で組織されております区長協議会役員会を自治協議会連合会とすることで、今は任意組織としてありますものを、制度として確立をいたし、地域コミュニティの推進の体制づくりをさらに進めていきたいというふうに思っておるところです。これの究極には、住民の自治意識、あるいは自立機能の促進を図ると。そして、私どもと、行政と地域コミュニティが横の関係、協働してまちづくりを行っていくと、こういった考え方、位置づけの中で、今4月1日から、まず制度、組織づくりをし、そしてその自治会の流れ、進捗状況もあるでしょうから、その進捗状況に応じて1年をかけて組織化をし、そして平成22年度から制度発足をさせていきたいというふうに考えておるところでございます。

繰り返します。平成22年度は、校区ですべきことを協議をいただきながら、無理のないところで、地域課題に合った各種委員会の体制づくりへと、あるいは組織拡充を図っていくと、そういうふうに位置づけております。

このように、制度の実施時期については、来年の4月1日からスタートいたしますけれども、平成21年度、平成22年度の中で弾力的かつ計画的に制度の構築を図ってきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 今、見解を述べていただきましたけれども、市長、これからはですね、ちょっと肩の力をお抜きになってご答弁いただきますようよろしくお願いいたします。

我々議員はですね、12月1日の本会議初日の全員協議会の中で、初めてですね、公式に報告を受けたわけです。そのときは質疑なしの聞きおきだけにとどまりましたので、この場をおかりしまして質問させていただきます。

昨日、渡邊議員も同じテーマで質問されましたけれども、答弁の中にですね、来年の4月1日を基準日、今おっしゃいましたけど、4月1日からスタートをし、行政区によっては自治会組織への移行が遅れるところもあるかもわかりません。しかし、これはこれでいいと。猶予期間としてみなし、総合計画の最終年度である平成22年4月から実施していきたい、正式にです

ね。ということで、そういうふうを受けとめておりますけれども、これに間違いはございませんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 昨日の渡邊議員のご質問の中で私も答弁させていただきましたけれども、新たにという言葉が強く表現されてますけれども、新たに自治会を組織をつくる。だから、来年4月1日できないところはそのままという形じゃなくてですね、今ある区の組織そのものを自治会と追認しようということでございます。だから、今例えば青葉台区自治会とか、何々区自治会、あるいは何々区ということがあります。そこにはきちっと組織がありますので、その組織を自治会として追認しようということで、今ある区が来年4月から何か再編されたり、何か新たにふつたりということじゃないということでご理解いただきたいと思っております。

平成21年4月1日をスタートとするのは何かといいますと、今までそれぞれの区の中で、総会において代表者の方、いわゆる自治会長とか区長とか区会長とかという名称で呼ばれている方々が、その区の代表となっております。この区長制度につきましては、区からですね、区長を推薦してほしいということで、行政のほうから依頼して、区長に市長が委嘱をしております。だから、自治会長と区長というのがイコールになっているところがあります。二面性があります。今回は、4月1日からは、区長という市長が委嘱行為は行いませんので、これからは自治会長とともに手を携えながらまちづくりをやっていこうと。そして、今提案してます校区ごとの組織づくりについては、先ほどご報告いたしましたように、モデル地域として幾つかの小学校区が既に活動されてます。それから、新たに国分小学校区のほうも、そういう準備会をつくるということで規約までもつくられております。まだまだ、ただ校区単位につきましては、この間のいろいろな報告の中でさせていただいてますように、いろんな現状が違う区がございますので、そういうものをいきなり、この前報告しましたような組織を、校区の協議会を来年4月1日から立ち上げるということじゃなくて、無理がないところで平成21年中にそういう校区単位の協議会をつくりたいという意向でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 済いません、簡潔にお願いいたします。

そんなに4月1日ということにこだわるのであればですね、事前説明を、もう区長さん方の結論は、1年間待つてほしいということだったと、この間報告ありましたよね。4月いっぱいこだわらなければ、事前説明がですね、今年のなぜ10月なの。4月、新任の区長さん方も44名そろわれた時点で説明をされたらよかったんじゃないかという考え方もありますけれども、ここで核心部分にちょっと触れさせていただきます。議会全員協議会でいただいた規程見直しの資料の中にですね、平成21年度から非常勤特別公務員として区長委嘱は行わずとありました。これは区長職を解き、区長手当をなくすという、その分を小学校区自治協議会へ交付金として支援するということでもありますけれども、理屈はわかります。しかし、報酬廃止ではで

すね、自治会長にみずから手を挙げ、あるいは推薦されたとしても、なり手はいなくなるということが多分に予想されると思いますけれども、この点についてはどのようにお考えでしょう。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 自治会長の報酬の部分が区長の報酬とイコール分がありました。この区長報酬については、そのものすべてをこれからは自治会の運営、あるいは活動支援として補助金として交付しますということ。その補助金については、区の運営費に使われてもいいし、あるいは会長手当、役員手当の人件費にも使っていただきたいということ。自治会長の役割というのは、いろいろな役割が今大きなものがあります。それで、そういうものは区の中で、いろいろ協議の中で会長手当、そういうものを決めていただいていたということでお話をしております。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 私も、反対しているわけじゃないんです。1年間待ってくれという区長さん方の意向をです、どうして酌めないんですかと言っているわけですよ。報酬制度をやめたらです、本当になり手いないと思うんですよ、余り手を挙げる方は。これはです、やはり経済的、あるいは時間的に余裕がある人、しかも奉仕精神を持ち、リーダーシップを持った方という方に限られてくるのではないかなと思っております。私はここで申し上げたいのはです、親ガメこけたら、皆こけたという、こういう状況に自治協議会、連合会組織ももう成り立たない、成立しないのではないかと、逆に心配しているわけなんです。

確かにすばらしい仕組みであります。それだけに、急がず、慌てず、時間をかけて取り組むべき問題ではないでしょうか。7小学校区の自治協議会、すなわちこれが現在の地域コミュニティ協議会と思えますけれども、その傘下に5つから9つぐらいの行政区、要するに自治区です、の会長さんが理事となって、7つの協議会組織を結成されるようですけども、またここであえて苦言を呈しますけれども、このイメージ図はです、理想でありまして、理想に近づく努力は必要ですけども、組織づくりというのは本当に難しいんですよ。理想と現実の違いです。だから、時間をかけたらどうですかと、私は言っているんです。

あと、自治会組織への移行までです、実際あと3カ月半なんですけれども、これからの話し合いです、おさまりがつくとは到底考えられません。もう少し余裕を持って、各区長から出された意見や問題を集約し、羅列して、その問題点がいつまでにどうすれば解決できるか、こういったことをやっぱり考えていく時間が要るんじゃないでしょうか。

最後に、もう一点質問させていただきます。

イメージ図にもあります、自治会組織について危惧する点は、これまでです、市と行政区が直接処理ができたものが、自治会連合会から小学校区、自治協議会を経由する事務連絡、報告、あるいは行事関係、それから募金です、赤い羽根とか歳末、こういう募金活動の仕事の流れがです、非常にその処理に時間がかかるんじゃないかな、あるいは行き違いなどが

頻繁に起こるといふようなことが懸念されますが、いかがでしょうか。これもうやってみないとわからないと思うんですが、いろいろ。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） いろいろな心配事等もあります。まず、勇気を持って新たに進むこと、これは旧態依然としたやり方、手法、これは安定していいかもしれません。しかしながら、今道州制でありますとか、地方分権、動いとるわけです。そして、市民が主体になったまちづくりなんです、追従型じゃないんです。そこには、今までのやり方を根本的に変えると、勇気を持って変えるということが大事なんです。今回の改正については、組織は全然変わりません。呼び方とか置き方が変わっていく。そしてさらに、代議員制度的な形で組み込んでいくというふうな考え方なんです。ですから、住民の皆さん方は、市民の皆さん方は、今以上に自治機能がそのことによって引き出してくるんです。そして、その用途についても、今、昨日も言いましたけれども、限られた予算ですから、新たな金を注入してはやれないわけです。今のやり方の部分をかえることによって、そしてより自主的機能が引き出せ、みずからの町は自分たちでつくっていくというふうな意識が醸成できるような、そういった手法を編み出していくことが大事なんです。私は責任持って、このことについての評価は市民の皆さん方がやることですが、一歩踏み出すのは勇気を持って私は4月1日からやっていく考え方でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 市長の意気込みとか、その趣旨、これはもう非常に理解できます。もう本当に大変すばらしいと思います。ただ、区長さん方が1年、やっぱり調整期間が必要だから、1年間待ってほしいということですね、やっぱり希望されている。これをやっぱり酌んでほしいと私は言っているわけです。

一応市長とはちょっとずれがありますけれども、まだまだですね、解決すべき問題がたくさんあると思うんですよ。行政区の設置に関する規程が昭和32年にできて、これまでの50年間区長制度が定着し、市と行政区とのパイプ役として懸命に頑張ってきたものをですね、ここ数カ月で見直すということは、余りにも唐突で性急過ぎはしないでしょうか。執行部も行政区もさまざまな意見があるでしょうが、区長さん方の気持ちを逆なでするようなやり方は私は反対であります。

制度よりも、人の心を優先した改革、冷静な市長の判断を大いに期待しまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員の一般質問は終わりました。

5番後藤邦晴議員の一般質問を許可します。

〔5番 後藤邦晴議員 登壇〕

○5番（後藤邦晴議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い、次の2項目について質問をさせていただきます。

それではまず、1項目といたしまして、太宰府駅前周辺の整備について質問いたします。

以前にも質問をさせていただいた件でございますが、太宰府駅前広場の路面整備について、時々手直しをされているものの、一向に回復の兆しが見えません。

以前、長期間手直しが不要な工法を採用できないかとの質問に対しまして、そのときの市長の答弁は、「平成2年に天神様のほそみち建設事業として、本市の個性と魅力を創意工夫した景観整備事業の一環として計画し、施工してきた。また、自然石による車道、石灯籠、そして漏刻、これは水時計のことで、今は撤去されておりますが、それらを配置し、遠きいにしえをしのび、太宰府らしさを強く感じられるように整備した。また、このほか天満宮参道の車両進入につきましても、これからのまちづくり事業の中でよりよい方法があれば工夫、検討してまいります」との答弁をいただいています。しかし、改めて現場を見てみますと、以前にも増して傷みが激しく、事故の危険性も増しています。

太宰府駅前広場は、言うなれば太宰府の顔ですが、その後どのような整備、工夫をなされて現在に至っているのか。また、天満宮大駐車場から一方通行の規制をされている大町道路に大型バスを回す計画があるとお聞きしましたが、路面の状態を見ますと、車の重量などで非常に無理があり、路面が傷んでしまうことが懸念されます。そのための整備計画がおりだと思っておりますが、駅前広場とあわせて、その改修の計画や工法など詳細にお聞かせください。

次に、2項目めとして、市所有の空き地の利用について質問いたします。

市内には、本市所有の空き地が幾つも点在しており、その数は数えたことはありませんが、ある空き地には個人の車が無断で駐車されているところがあります。しかも、既得権があるかのように、この場所はその人がとめるところ、あそこはあの人、自分はここと、いかにも個人が所有しているかのごとく、勝手気ままに使用されています。

市は、このようなことを容認されているのでしょうか、それとも黙認でしょうか。何かの施設に供する駐車場がわりならば理解できますが、このような行為は断じて見逃してはいけないと思います。立て札を立てるなり、くいを打つなり、進入を妨げるような施策を立てなければ、いつになっても解決しません。また、万が一、犯罪の現場になったときのことを想像すると、管理責任などが問われ、非難される立場になってしまいます。何かほかの方法で有効活用ができれば言うことはありませんが、現状でのお考えをお聞かせください。

以上、2項目の質問をさせていただきますが、ご回答は項目ごとをお願いいたします。あとは自席にて再質問をさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 太宰府駅前広場及び大町道路の一方通行箇所につきましては、天神様のほそみち建設事業で整備を行い、昭和63年度から着工いたしまして、平成2年3月に完成をいたしております。

その中の大町道路につきましては、一方通行のために、大型観光バスなどの通行も少なく、車道の石畳の傷みも少ない状況でございますが、今のところ部分補修で対応できると考えております。抜本的な整備計画は、現状のところはございません。

駅前広場は、確かにご指摘のとおり太宰府市の顔でございます。現在のところ抜本的な整備計画につきましては、費用の関係もあり、計画は持っておりませんが、当分の間は部分補修で対応し、全体的、総合的な形の中で、今学校のスクールバスでありますとか、乗り入れを行っておりますので、その乗り入れをどの程度まで縮小するか、あるいは車が乗り入れする、大型バスがあそこに通行しておりますがために損傷が激しいわけでございますので、その辺のところも含めて総合的に計画をしていく必要があるだろうというふうに思っておりますのでございます。

○議長（不老光幸議員） 5番後藤邦晴議員。

○5番（後藤邦晴議員） ありがとうございます。

今の市長の答弁で、市長自体は駅前広場は最近見られたことございますか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 私は毎回、現場主義ですから、見ております。損傷が激しい箇所も知っております。今述べたとおりです。これは回答の文を棒読みしたわけではありません。自分自身の目でも見ております。

○議長（不老光幸議員） 5番後藤邦晴議員。

○5番（後藤邦晴議員） ありがとうございます。

あの傷み方は、もう本当に激しいですよ。60cmの30cmの大きさのやつ、私も二、三日前、また見たんですけど、厚みが6cmぐらいあるんですけど、その半分ぐらいの厚みがもう完全に浮き出ております。完全につまづくなという感じのところがあります。太宰府にお見えの観光客、参拝客は、車でお見えの方も多のですが、多くの方々は電車やバスにてお見えになります。そのときに最初に見て、足を踏み入れられるのが、この広場と言ってよいと思います。広場には休憩できるようにベンチも設置されております。その場所が傷んでいて、補修だらけで危険であれば、どう思われるでしょうか。観光客、参拝客だけではありません。市民、通勤者、小学生、中学生、高校生、大学生と、いろんな方々が通行もされます。もし、転倒等により事故が起きた場合は、補償問題にもかかってくると思いますが、その点どうお考えでしょう。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 今、事故の件でお尋ねがっております。この分につきましては、道路管理の責任が当然ありますので、傷んでいる箇所を放置したことが原因で事故ということになれば、市の責任が問われるということは免れないというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 5番後藤邦晴議員。

○5番（後藤邦晴議員） ありがとうございます。

市としては、現在景観づくり等に取り組んでありますが、景観に対しましても、市民、個人、組織等に要望をし、お願いをしながら、太宰府の景観をよくしていくものだと思っております。それと、景観といいましても、上を見るだけが景観ではないと思います。足元も景観の

一つだと思っております。その点から考えまして、先ほども申しましたけど、太宰府の一番の玄関口、この広場はもちろん市の土地であります。この広場の足元をきれいにして、景観をよくするのが一番大事かと思えます。その点から考えましても、このご時世でございます、費用の問題もかなりかかると思いますが、もう一度そういう点から考えましてどうお考えか、お聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 当分の間は、部分的な補修で対応してまいりたいと思っておりますけれども、これは市の税金だけで、市税だけで行うというふうなことではなくて、まちづくりの中で、何か国土交通省、その辺のところ等を勘案しながら、ちょっと模索してみたいと、メニュー化をよく勉強してみたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 5番後藤邦晴議員。

○5番（後藤邦晴議員） そうですね、市長がおっしゃいますように、そういう点からの費用の引き出しをできればいいと思います。先ほど市長もおっしゃいましたけど、あの駐車場には大型バスがよく乗り入れしております。学校関係のバスから、いろいろ乗り入れしておりますけど、大体1日平均、回数か台数、何台ぐらいの1日平均乗り入れしているのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 広場に乗り入れしてます大型車両、バスが中心ですが、定期観光バスが日に4便ですね、それからまほろば号が43便になってます。それから、大学のスクールバス、通学のための分、1日に2校が乗り入れをしておりますが、合わせまして60便になっております。それからまた、不定期ではありますが、ホテルグランティア太宰府のバスが、マイクロバスとか、そういったものですが、これが不定期で乗り入れをしているということで、おおむね約100台を超す車両が乗り入れ、それからあと普通車、これがタクシー、それから送り迎えの自家用車、こういったものが乗り入れている。それから、参道あたりへの物品ですね、これの搬入のために業者が乗り入れている部分もあるようでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 5番後藤邦晴議員。

○5番（後藤邦晴議員） あそこの駐車場の整備に関しては、普通車ではもちろん耐える駐車場の広場になっていると思います。大学のバスとか、そういう大型バスが乗り入れるようになって、あのような状態になったのではないかなと私は思います。そういうように、大型バス等の乗り入れ制限とか、そういうものは最初から持ってなかったのでしょうか。それとも、大型バスが乗り入れるということを全く頭から考えられてなくて、あの整備をされたものか、どんなでしょう。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） あの駅前広場につきましては、先ほど市長の答弁の中で、平成2年に天神様のほそみち建設事業ということで行っているということでご回答したところでござい

ます。平成2年当時につきましては、バスの関係は定期観光バス、これは従来から乗り入れをしておりましたので、その部分については乗り入れは考えております。それから、乗り合いバスといいたいでしょうか、路線バス、この部分についても考えている。停留所を駅のほうに置きますので、それはできてます。ただ、学校の送り迎えのバスですね、これにつきましては学校は駅から、学校ができた当時もそうですが、もうずっと歩いていかれていたのが、最近になりまして、バスを利用するということになりました。ですから、当初はスクールバスのものについては、考えはなかったろうというふうにも思います。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 5番後藤邦晴議員。

○5番（後藤邦晴議員） 今、部長が答弁に対して、大学のスクールバス、これの乗り入れは最近だということですね。それは何か許可とか何か必要ないんです、全くないんです。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 駅前広場という性格からいたしまして、制限ということについては設けておりません。

（5番後藤邦晴議員「設けてない」と呼ぶ）

○建設経済部長（木村 洋） はい。

○議長（不老光幸議員） 5番後藤邦晴議員。

○5番（後藤邦晴議員） 設けてないと言われれば仕方ございません、ええ。今後の整備についてですが、もし整備をすると仮定で、現在石板といいますか、それが約2,450枚、ブロック石15cm角のやつが4,300個の数が敷き詰められるスペースになっております。いろんなところに、先ほど市長もおっしゃいましたように、部分的にセメント等による補修はされておりますので、この数字で現在取りついてはおりませんが、今後整備をするとして考えられるのは、あそこを大型バスが乗り入れられるようにするためには、舗装するものか、それとも現在のこの石板、ブロック石をこのまま使ったの整備か、または一度全部を返して、石板と舗装と両方を兼ねた、普通車が通るようなところ、大型車が通るようなところ、そういうふうな形を考えておられるのか。それと、今現在の敷き詰められておるあの工法、下の工法ですね、それはどんなふうなものになっているのか、ご存じです。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 広場の改修、全面改修ということを前提というふうなことでお話しますと、先ほど言いましたように、やはり大型バスが1日に100台から乗り入れをする。また、ご存じのように、あの広場がそういうふうな広場としてのスペースが非常に狭うございます。だから、回転をするというところは限定されておりますので、大きなバスが、大体バスが10tから15tぐらいになるようでございますが、そういうバスが、100台からのバスがあんな狭いところでカーブを切っていく。それから、県道に出ますときにも、少し傾斜がございます。そういうところでブレーキをかけたり、そういうことで非常に路面が傷むというのは先ほど申

し上げたとおりでございますけども、そういう対策から考えますと、今の石張りという分を、また同じようなやり方ですということになりますと、石も相当厚いもの、それからまた路盤といいたいまいしょうか、基礎ですね、基礎も非常にそれに対応したのもやはり持ってこないかんとというようなことになろうかと思えます。そういうことからあわせますと、アスファルトを敷くにしましても、通常よりもかなりやはり路盤とか、そういったものも深くする必要があるんじゃないかというふうにも考えますが、そういうふうなことを考えていく必要があるんじゃないかというふうに思います。

今現在の部分につきましては、基礎がどのくらい入っているかというのは、ちょっと正確な数字は持ち合わせておりませんが、石板を支えております路面がやはり当時から大分年数がたっておりますので、車が動くことで石板がずれてきているというようなことから、ずれましたら、石板の裏がやはり平面じゃなくて、ざらざらといいたいまいしょうか、でこぼこの石のようになっておるようでございます。揺れますと、それがもとに戻らずにぐらついているということで割れるというようなことが一番大きな原因になっておるといふふうに報告を受けております。

そういうことから、改修をするということになりますと、そういったことを反省した上で、かなり大規模な工事をとらざるを得ないんじゃないかなというふうにも思いますし、ただあそこが非常に、先ほど言いましたように1日100台から乗り入れ、それからそのほかの車も入りますので、期間的にもそういう工事をすると、長くなるんじゃないかということがありますので、踏み切るまでにはなかなか、費用のこともありますが、そういうことをあわせて、今のところ、今の状況で部分的な補修でやっとなというのが現状になっております。

○議長（不老光幸議員） 5番後藤邦晴議員。

○5番（後藤邦晴議員） 部長がおっしゃったとおりで、今の石板の下の基礎、これはやはり大型車が入る仮定で考えてないために、今あれをはぐりますとモルタルの、セメントで固めたやつじゃなく、もう一種のモルタル、砂のようなやつを敷き詰めといいて、その上に乗せて、もう普通車ぐらいだったら耐えるよというような工法でされているんですよ。あれが、そして自然石なもんですから、裏側が先ほどおっしゃったようにでこぼこしております。だから、全体にその敷き詰められているそのモルタル関係が、カラーモルタルですけど、それ関係が密着してなかったら、もう即動くというような工法なんです。だから、あれはいつまでたってももう補修していかないかんと、もう毎年何個か、何十個かは出てくるような格好になると思います。だから、もうどうせなら、思い切って変えられるのがもう妥当だと思います。いつまでたってもあれはもう追いかけてこになると思います。もう裏側の面がでこぼこしているため、そして後のメンテナンスがしやすいような考えを持ってあの工法されたんじゃないかなろうかと思えます。完全に下にセメントで固めてしまつてれば、ああいうことは起きなかったかもわかりませんが、後のメンテナンスのためにされたために、あんなふうになっていると思いますので、今後もし新たにやりかえるということになれば、建設課にも技術屋さんがいらっしゃるの

で、その点を考慮して行っていただきたいと思います。

それから、あと大町道路のほうなんですけど、一方通行のほうなんですけど、今市長もおっしゃったように、あそこは今現在は傷んでおりません、大きい車が通ってないから。それでも、幾つかは動いてますけど、駅前広場までの動きはないと思いますけど、そこは大型バス等が通れば、同じ現象になると思います。その点は少し考えられているものか、ちょっとお聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 以前、五条の通りですね、が通行、子供の通学時間、そういったものの、それから通学路になつとるというようなことから危険であると。そういうことから、大型車両を一方通行のほうに回すことはできないかという話もあっておりました。そのときにも検討をしたというふうに聞いておりますが、今お話しのように、バスが実際向こうに、太宰府駅前のほうに行きます大型車両は非常に少のうございます。大駐車場からすぐ右折ですね、をしまして、五条の通りをまた行くと。これ距離的なもの、それから信号の関係でどうもそういうふうに運行しているということのようですけれども。それで、大町のほうに来ますと、路面が傷むということがはっきりしております。以前にもご説明をした記録がございますが、やはりそういうことから、大型車両が大町のほうに行くとするならば、路面自体をやはり補強する必要があるだろうと。特に、信号のところになりますと、同じようにカーブに力が入りますので、そういうことでやはり方策が必要だろうと思います。

今のところ、協力はお願いはしていくということもあろうかと思っておりますけれども、大型車両を向こうに、五条を通らずにですね、太宰府駅前を通って帰るというふうな方向にどの方針を具体的に決めておるわけではございません。もしそういうふうになりますと、先ほど言いましたように、繰り返しますけども、やはり道路の状況、傷まないような状況を考える必要があろうというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 5番後藤邦晴議員。

○5番（後藤邦晴議員） ありがとうございます。

今、部長がおっしゃいましたように補強をするということですね。やっぱりもう補強せんことには、また同じことを繰り返すと思います。

それと、車道なんですけど、あの車道の幅が今3.5mしかないんですよ。そして、歩道のほうが狭くて、歩道のほうに今街路樹が植えられております。もし、大型バス等を通す場合は、あの街路樹も切ってしまうんですかね、そういう考え、それをどんなふうに考えられているのか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 大町のほう、太宰府駅前のほうに大駐車場からの帰りのバスを通すということ具体的にそういう方針で、先ほど言いましたように持っておりませんので、言わ

れるように、あそこを通るとなると、街路樹がやはり邪魔になるというようなこと、枝がしこりますと、そういうことも出てくるだろうと思います。

そういうようなことから、今切るとかというふうな方針を決めるとということではありませ

ん。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 5 番後藤邦晴議員。

○5 番（後藤邦晴議員） 最後に、あそこ、通される場合には、観光客の方が時間をある程度見て通されると思いますけど、観光客の方があそこいっぱいになって今現在歩かれているわけですね。それを大型が通ることになると、観光客の方のけがとか事故につながる可能性がありますので、そこんところをよく考慮されて、ひょっとしたら、あそここのところに手すりか何かを設けるとか、そういうところも考えてやっていただきたいと思います。これで1 項目めを終わります。

2 項目め、お願いします。

○議長（不老光幸議員） ここで15時35分まで休憩します。

休憩 午後 3 時22分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後 3 時35分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

2 項目めの答弁をお願いします。

市長。

○市長（井上保廣） 市有地の管理につきましては、土地の安全性を確保することを第一に、近隣の方を初め市民に不快な思いをされないように細心の注意を払い、定期的な草刈りでありますとか、あるいはごみの不法投棄の処理など、鋭意対応をいたしております。

ご質問の無断利用の規制につきましては、状況に応じ、駐車されないよう張り紙などで啓発するなど、対処しております。

また、市有地につきましては、市内に点在いたしておりますことから、監視が行き届かないものもあるかと思っておりますけれども、市民からの通報などによりまして、迅速に対応をしていきたいと考えております。

なお、普通財産のうち、売却可能なものにつきましては、今日までも、私の記憶では3 億円近い形で売却、既にしてきております。そういった売却可能なもの等につきましては、今後におきましても広報などに掲載しながら、競争入札によります公売を行うとともに、売却できない用地につきましては、駐車場用地、あるいは資材置き場等に貸し付けを募り、有効活用を図っていきたいと考えております。よろしくお願い申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 5 番後藤邦晴議員。

○5番（後藤邦晴議員） ありがとうございます。

なぜこの質問をしたかといいますと、ある市民の方からのお声がかかりでございます。その1カ所の場所においては、車が15台から20台ぐらいはとめられると。そして、それが市有地であるがために、今市長もおっしゃったように、年に一、二回の草刈りまでしていただけると。本当に助かったような問題ですね、だから本当に、そして先ほども言いましたが、個人的にもそれが皆さんが利用していいんだったらいいけど、自然ともう決められたような、固定されたような場所になってしまっているから、そういう苦情、本人から出たものだと思いますけど、そういう敷地じゃなく、ただの市有地で売却できないような場所があれば、できればのことですけど、市の駐車場とか、何か貸し出しするとか、そういうこともできないかなと思って、ちょっと質問をさせていただきました。今不法駐車とか、そういうものは厳しくなっておりますので、そういうふうな駐車場をつくりさえすれば、民間の近くだったら、もう借りる方は多いんじゃないかな。そして、今決められとるような月決めの金額より半額でもいいんじゃないかな。それでも、大いに借りられる方は多いんじゃないかなと思って、ちょっと質問をさせていただきました。そういうことですので、いろんな市有地があると思いますけど、検討されて、そういう不公平があるような駐車場にはさせてほしくないと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 5番後藤邦晴議員の一般質問は終わりました。

次に、9番門田直樹議員の一般質問を許可します。

〔9番 門田直樹議員 登壇〕

○9番（門田直樹議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従い、質問をいたします。

旧国道3号線、現在の県道112号線の国分寺交差点付近では、大雨のたびに道路が冠水し、人も車も通れない状態になります。この件につきましては、地元住民、また行政区からも改善を要望していますが、その後特に対応されてはおられないようです。これらについて3点、お尋ねします。

1、なぜ長年対応していないのか。2、今後、水路の改良工事を行う予定はあるのか。3、当該道路は、国道から県道になっているが、工事の費用負担はどうなるのか。

以上についてお答えください。再質問は、自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 県道112号線国分寺交差点付近の冠水についてご回答申し上げます。

この箇所は県道下の横断管の口径が小さいために、大雨時に流入してくるごみ等によりまして、管の閉塞がありました。そのために暗渠部分の入り口にスクリーンを設置をしております。このスクリーンに大雨時にごみ等が付着したときに、たびたび道路が一時的に冠水をするようでございます。ごみを撤去すると水も引くようでございます。

県道に移管される以前に、横断管の改善の要望があつておったようでございますけれども、

当時の建設省との協議が調わず、改善がなされていないということが現在まで至っておるよう
でございます。

このような冠水をなくしますために、横断管の改修が必要でございますけれども、管の口径
と下流の側溝が同様な通水断面となっておりますために、下流部分から順次改修していくこと
が必要であるというふうなことでございますので、検討をしてみたいというふうに思っ
ております。

○議長（不老光幸議員） 9番門田直樹議員。

○9番（門田直樹議員） ごみが詰まってということですが、まずこの質問を何でしたかといま
すと、幾つかありまして、まずとにかく長いことですね、こういう状態が放置とはいいませ
んけど、そのままなっていると。ポイントというかな、地域の小さな問題で言っているつもりは
ないんですよ。いやしくも元国道で、現在県道ですけれども、旧バイパスが今国道になって便
利になりましたけど、いまだに交通の質も量も変わりません。緊急自動車も頻繁に通ります。
有事の際はなどと言うつもりはないですけども、やはり太宰府の顔といいますか、先ほども
水際等の整備等の質問等もございましたけども、入ってすぐのところの旧国道が水で詰まって
動けない。しかも、そういう状況がここ10年ぐらいずっと続いていますね。いわゆる大雨、平成
15年、あるいはその前ですね、大雨のときのことを言っているんじゃないで、単位時間、1
時間当たり二、三十mmで大体こういう状況になります。こういったことは区のほうから何度も
何度も話があって、要望があって、まだ私の先輩といいますか、萩尾議員、元ですね、今区長
ですけど、わしが議員のとき、何回も質問したけどなとか言っておられますしね、私も質問立
つとるんですけども、そういうふうな状況がありながら、なかなかその改善、国との協議云々
ということも今ご答弁ありましたけども、そういうことであると、じゃあ区のことですね、区
がもう言っているんだから、それに対してなかなかこういう状況がやはり放置というしかない
と思うんですけど、果たして自治会になって大丈夫かなと、ちょっと関係ないあれですけど
ね、と思うぐらい、もうそろそろ何とか対応していただきたいということで質問に立ったわけ
であります。

まず、こういうふうな必要ということは、今市長のご答弁の中にありましたので、具体的に
ですね、こういうふうな径を大きくするか、あるいは下流域からのこの具体的な計画等があ
りましたら、お聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） まず、長期間にわたってこのままの状態だったということにつきま
して、全く放置しとったということではございませんけれども、言いわけになりますけれども、
国道ということで国との調整がなかなかつかなかったということで、まずおわびを申し上げた
いと思います。この箇所でございますが、今県道112号線になっております。この中に入って
おります管が、直径が45cm、450mmの管になっております。それにつながります側溝が、上か
ら流れてくるほうですが、ここが600mmのボックス、そういうふうになっておりまして、また

この下流のほう、道路を横断したほうですね、こちらのほうが300mmの管、U字溝になってます。こちらの下流が小さいためにあふれるということもございます。ですから、ここの管は300mmをこのままにしまして、具体的にいきますと、もう一つバイパス的なものを近くにつけて、水を分けると、分けて流すということも検討いたしております。

そういうことと、もう一つはこういう改修をしますので、将来のこともありますので、この県道の中に入ってます管を大きくするという事はやっぱり必要だろうというふうに考えております。改修をするからには、将来のことやっぱりなります。このままですと、同じことが繰り返されるということもございますので、大きくする必要があるということとを考えておまして、県のほうの所管になりますので、県のほうと調整がつき次第、この部分について工事を行っていくというふうなことで予定をしております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 9番門田直樹議員。

○9番（門田直樹議員） 下くぐっているのが450mmと、それを受けているのが300mmと。1.5倍ですから、1.5から1.5で掛け、2.5倍ぐらいになりますかね、二乗ですからね、断面積で。これじゃ、当然受けられないというのはわかりますから、だからあの下を工事するのはややこしいと思うんですけど、ここの300mmのほうを大きくするのは、先、もう前もってやろうと思えばできるわけですよ。

それから、1つ、県道になったということで、当時はやはり国道ということで非常に手続もなかなかややこしいみたいなふうに聞いております。県道になって、急にその分がよくなるのかどうかよくわかりませんが、やはり頻繁にですね、お話持っていただいてですね、やれるところからやると、あるいは同時並行にですね。そこの600mmというのも大きいのか小さいのかという、ちょっと疑問があるんですけども、まずはこの径をですね、450mmというのは明らかに小さいと思います。上のほうの団地あたりの径と比べても、これは小さいんじゃないかな、そう思いますので、まずはこの300mmをやるということですけど、先ほど質問の中で工事の費用負担とかですね、これはやっぱり市に財政負担かけるわけですから、心配もありますんで、ちょっとその辺のご回答がまだだと思えますけども、それとあわせて、先ほど聞いたのは具体的にいつごろ、もう具体的に平成21年度の当初予算にこれは組むというふうなお考えがあるのかないかまでお聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 失礼いたしました。費用の関係ですが、この部分につきましては、この管は従来農業用水路として利用されていたという部分で、今もその利用はされているようでございます。その調整は必要になってきますが、直接的な工事の部分については市の負担と、このようになります。

また、工事の時期につきましては、いつということは具体的にはまだ決め切っておりませんが、平成21年度の市営工事、市営土木の中で調整をして、その中で決めていくというふう

うなことで今進めております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 9番門田直樹議員。

○9番（門田直樹議員） よろしく申し上げます。

本当にもう一度言っておきたいんですが、非常に国分地区に関しましても、平成15年の水害のとき以来ですね、災害復旧工事、またその後の防災工事、あるいはまた五丁目等の道路改良等々ですね、非常に努力していただいとることはよくわかっております。ただ、この国分寺交差点となつとりますけど、本当に市の幹線、いまだ幹線道路の大事な一つで、こういったところが年に何度も水没して、道路、緊急自動車も通れないようになるということは、早くもうなしにしないでほしいと思って質問をいたしております。

早急な実施を望んで質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 9番門田直樹議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は12月17日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後3時50分

~~~~~ ○ ~~~~~